災害対策特別委員会 開催状況等整理表

災害対策特別委員会 総務分科会

委員長 藤倉憲、 副委員長 堀越博文 委員長 関口武雄、 副委員長 高田正人

厚生文教分科会 経済建設分科会

委員長 中島慎一郎、副委員長 浜田敦子

委員長 鈴木健一、 副委員長 利根川敬行

2月19日(水) 災害対策特別委 員会

- ① 調査事項の決定
 - 1 令和元年台風第19号災害及び行政対応の検証
 - 2 検証後の今後の対応
 - (1) 風水害に関する防災計画・ハザードマップの見直し
 - (2) 河川及び道路等のインフラ整備
 - (3) 災害発生時及び災害発生の恐れがある場合の議会対応
 - 3 令和元年台風第19号に関する復旧復興のスキームづくり (復旧復興計画)
- ② 分科会の設置

総務分科会、厚生文教分科会、経済建設分科会の設置

③ 分科会委員の選任、

総務分科会委員

関口武雄委員、高田正人委員、田中二美江委員、蓮見節委員、福田武彦委員、堀越博文委員、米山真澄委員 厚生文教分科会委員

石井祐一委員、井上聖子委員、大内一郎委員、大山義一委員、鈴木健一委員、利根川敬行委員、村田文一委員 経済建設分科会委員

安藤和俊委員、岡村行雄委員、斎藤雅男委員、坂本俊夫委員、中島慎一郎委員、浜田敦子委員、藤倉 憲委員

④ 分科会委員長の報告

総務分科会委員長 関口武雄委員、 副委員長 高田正人委員 厚生文教分科会委員長 鈴木健一委員、 副委員長 利根川敬行委員 経済建設分科会の委員長 中島慎一郎委員、副委員長 浜田敦子委員

2月19日(水) 各分科会

総務分科会		厚生文教分科会		経済建設分科会	
分科会調査事項の決定		分科会調査事項の決定		分科会調査事項の決定	
1	東松山市議会災害対応要領及	1	災害時の要支援者の避難について	1	河川及び道路等のインフラ整備
	び行動マニュアルについて	2	福祉避難所について	2	農業、商業、工業について
	(市議会の対応まとめ、現場写	3	災害時の学校の在り方について	3	その他、経済建設が所管する事務
	真の共有の検討等も含む)	4	指定避難所について		について
2	防災計画・ハザードマップの見	5	市民病院を中心とする医療体制につ		
	直しについて(避難所の見直し		いて		
	含む)	6	その他		
3	防災訓練の在り方について				

2月28日(金) 分科会連絡調整 会議

- 1 分科会間で重複する可能性のある調査事項についての調整
 - ・避難所の見直しについて、総務分科会では避難所の位置について調査し、厚生文教分科会では、避難所の中身につ いて調査することとなった。
- 2 災害対策特別委員会の調査活動の周知について
 - ・広報委員会と調整の上、災害対策特別委員会の調査内容についてホームページや議会だよりで周知していくこと も検討していく。
- 3 委員会としての結論について
 - ① 議会として東松山市復旧・復興計画を作成することはできないが、シンプルなもので良いので計画案を提案する ことを考えていきたい。
 - ② 分科会の調査結果を要望等として取りまとめて、災害対策特別委員会で調整し、執行部に早急に伝えていくこと が必要。
 - ③ 必要に応じて、議員提出による条例制定という選択肢も考えていく。

3月2日~4日 各分科会

総務分科会調査

災害対応要領等の見直し検討を進めるとともに、分科会における議論をもとに下記のとおり要望として取りまとめた。

防災計画・ハザードマップについて

・地域防災計画では、堤防の決壊は想定しておらず、内水氾濫についてのみ記載されている。一方、ハザードマップ では堤防の決壊を想定して作ってある。今後の見直しの中では、なぜこのような乖離が生じたかを含めて検証する 必要がある。

また、現状のハザードマップについては、地震の場合の避難所と、水害の場合の避難所の表記がわかりづらいもの となっているので、見直しをお願いする。あわせて地震の場合は避難所として使えるが、水害の場合は避難所として は使えないケースなどについては、地元に対しても周知してほしい。

- ・令和3年度までに計画等の見直しをするという説明があったが、次の出水期までに対応すべき点については、別建てで着実に進めてほしい。職員が経験したことを、しっかり生かせるような計画とすることを望む。
- ・台風第19号による災害は3連休の初日に発生した。休日であっても早急に対応する必要があるものが諸々あることを今回の災害を通じて再認識したと思うので、検証するとともに事前調整を行ってほしい。

避難所について

- ・大規模地震時には、避難者が多数となることが想定される。すべての公共施設を避難所の対象として考える必要がある。また、自主的に市民が集まり避難所として使われるケースも想定されるので、そういった際の支援は漏れがないように事前に考えておいてほしい。
- ・避難所として指定されている体育館については、雨漏りの報告が多くあった。補修はもとより、空調を設置するなどして避難所としての環境整備も進める必要がある。また、民間施設、具体的には保育園や幼稚園等についても、 非常時には避難所として使わせてもらえるように事前調整をお願いしたい。

防災訓練について

- ・地域で行う防災訓練が大切であり、リアリティのある訓練が実施できるように支援をお願いしたい。また、火災による被害を想定した防災訓練も必要ではないか。
- ・今回の災害でも、家や河川の様子を見に行ってしまった方の話を聞く。市民へ災害時の実際の行動・意識について 調査を実施して課題を把握する必要があると考える。そしてそれを防災訓練に反映してほしい。
- ・神戸地区では道路が寸断され、鳩山方面にしか通行できない時間帯が生じていた。そのため、神戸地区における避難訓練では、鳩山町に避難するなど地域ごとの特性に応じた実施を考えたほうが良い。また、東松山市民が、他自治体の支援を頼るしかない状況が生じるので、事前調整をお願いしたい。

厚生文教分科会調査

分科会における議論を基に、下記のとおり要望として取りまとめた。

予算特別委員会厚生文教分科会及び災害対策特別委員会厚生文教分科会の調査を通して、明らかになった課題について、緊急に課題を解決することを要望する。

- 1 災害時の要支援者の避難について。調査により災害時の要支援者登録は 1187 人であり、そのうち個別計画策定者 は 263 人で、わずか 20%程度である。そのため、実際に災害が起きた場合、要支援者を避難させることは困難である。令和元年台風第 19 号の際、登録名簿が活用されておらず、また、その検証が未だなお、行われていないとの ことである。よって、以下のことを強く求める。
 - ①早急に検証するとともに、支援者登録についてもう一度精査し、真摯に取り組むこと
 - ②その手段を検討すること
 - ③名簿の活用方法について検討すること
 - ④協力事業者、団体とのネットワークを構築すること
- 2 福祉避難所について。高齢者、要支援者、障がい者などが安全に避難できる福祉避難所の開設を望む。福祉避難所の開設が困難な場合には、各指定避難所での受入体制について高齢者、要支援者、障がい者等弱者の視点に立った 受入体制の構築を望む。今後、福祉避難所の在り方について検証すること及び受入れ福祉関連事業所を増やすこと を強く求める。
- 3 災害時の学校の在り方について。災害時における学校行事については、教育委員会から指示を出す場合と、学校長が判断する場合とがある。児童生徒の安全を最優先し、学校行事を中止することも時に必要である。その場合、教育委員会と学校長は密接に連携し、最善の判断をするように望む。また各学校で災害マニュアルを作っているが震災時、風水害時、感染症の蔓延等様々な場合を想定し、マニュアルを見直しすることを早急に行うことを望む。
- 4 指定避難所の運営について。災害時には、現場では様々な問題が生じる。若い職員だけでは判断ができない事柄も多い。各避難所に課長などの権限を有する職員が、巡回もしくは現場の指揮監督に当たることが必要である。また、指定避難所と災害対策本部の連絡を密にし、現場支援をしっかりする体制をとることを望む。またペットをどうするか、さらに主に避難所として指定されている学校施設のうち、教室棟についても速やかに避難所として使用できるようにすることを望む。なお、エアコンの設置等避難所のさらなる環境整備を望む。
- 5 市民病院を中心とする医療体制について。災害時、市内に在住していない医師については病院に登院すること自体 困難である。そのことを考慮し、比企医師会との連携強化し、災害対応を行う協定に基づく具体的な行動計画の策 定を望む。また、防災計画を震災と風水害と、それ以外に分け想定し、さらに災害発生時におけるトリアージの体 制、災害発生から避難所生活が長期にわたる場合の医薬品の提供、感染症の蔓延防止等を想定した防災計画、その 計画を実行するための訓練を実施することを望む。

経済建設分科会調査

環境産業部から、農業、商工業について、都市整備部から市営住宅、公園・緑地について、建設部から市管理の道路、河川、水道、下水道について、県管理の道路、河川について、国管理の河川について、被害状況の説明を受け、質疑を

行う。具体的な検証箇所の選定までは出来ずに、執行部に次のことも確認したいとのことで「太陽光発電について」 「下水道について」「合併浄化槽について」の調査を次回(3 月 13 日)に行う。今後は、堤防の決壊箇所の現地視察や 被害を受けた農家や市営住宅入居者等の被災者に話を聞いてみたいとの意見もあり。

3月10日(火)

会議

- ① 3月13日の災害対策特別委員会で各分科会から現時点の調査結果を報告いただく。
- 分科会連絡調整 | ② 総務分科会及び厚生文教分科会については、要望としての形が出来上がっているため13日の災害対策特別委員会 において、全員で確認後、合意が得られれば早急に執行部へ提出する。
 - ③ 執行部で進めている災害検証(4本の柱、30項目等)について13日に説明できる状況のものの確認を取り、説 明可能であれば執行部に出席してもらう。
 - ④ 13日の災害対策特別委員会では、各委員が担当する分科会の枠を超えて全体としても議論を行う。
 - ⑤ 災害対策特別委員会の広報については、広報正副委員長と調整の上、議会だよりやホームページ等により進める。

3月13日(金) 災害対策特別委 員会

(1)執行部からの報告

「4つの柱・30項目」に基づいて災害対応検証及び地域防災計画等改定を進めると報告。

- (2) 各分科会委員長からの報告
- 3分科会がそれぞれ緊急的に要望書として取りまとめ、3月19日の災害対策特別委員会で合意できれば、災害対 策特別委員会として執行部へ要望書を提出することで決定。
- (3) 今後の進め方及び次回日程について
- ① 要望書の提出②復興復旧計画案の作成③条例制定等について意見あり。今後も継続検討。

今後の開催日は3月19日と4月28日で決定。

(4) 災害対策特別委員会の広報について

災害対策特別委員会正副委員長と広報委員会正副委員長が適宜調整し、議会だよりは HP で広報することで決定。

(5) 閉会中の継続調査について

委員長に一任することで決定。

(6) その他

坂本議員より災害関連死及び災害に関連したケガの状況について、執行部から公式な説明を受けた議員はいるかと いう問いがあったが、説明を受けた議員はいなかった。

分科会連絡調整 会議

- 3月16日(月) ① 分科会の要望書案を調整。総務分科会と経済建設分科会で所管が重なる部分(道路の規制状況、河川越水の時間) があったが、危機管理に係る要望として総務分科会で提出することになった。また、経済建設分科会の要望書にの み詳細な前文があったため、全体としての前文(要望書頭紙)に組み込む形で調整を行うこととした。
 - ② 目指す方向性(テーマ)について、中長期的な目標もあるとは思うが、まずは分科会でまとめた要望を市の地域防 災計画、ハザードマップ等に確実に反映させてもらうことに重きを置いたほうが良い。
 - ③ 委員長より災害対策特別委員会としての目指すべき方向性(テーマ)は「災害に強いまち東松山を創る」としたい と提案があった。より良い表現等があれば全体会で提案をいただきたい。
 - ④ 勉強会 (議員研修会)で専門の先生を呼んで、市の計画や議会で検討していることについてアドバイスをもらって はどうかという提案があった。

3月19日(木) 災害対策特別委 員会

1 要望書について

頭紙及び3分科会の要望書(案)の確認を行う。

(1)頭紙について

「市野川、滑川、和田吉野川等の河川についても、いつ越水してもおかしくない状況があった」

- →「市野川流域でも床上浸水が発生したほか、…危険な状況があった」 に変更
- (2)経済建設常任委員会の要望書について

前文を要望書1~6の内容にリンクさせて該当部分に入れ込むことにする

→前文のないものに変更

(3)

取りまとめた要望書は、本日、緊急要望として市長へ提出することにする。

要望書は、執行部からの書面による回答は不要(しっかりと実行してほしい、計画に入れてほしい趣旨のものであ るため)

- 2 今後の進め方について
 - (1)各分科会で執行部から提出された資料は、全議員で情報を共有するため以下の対応を取ることにする。
 - ①提出されたら随時全議員へメールで送る
 - ②SideBooks に専用のフォルダを作って入れる
 - (2)9月に向けた取組について、以下の意見が出された。
 - ①6月には骨子を作って9月にシンプルなものでもいいので計画案を出す(鈴木議員)。
 - ②6月議会のときは出水期にもなるので、執行部から今回出す要望の進捗(これまでに取り組んだこと、実施予 定等)について、執行部から報告を受け、確認する中でまた問題等が出てきたら分科会で協議する(斎藤議 員)。
 - ③議会から復旧・復興の提言を出す(蓮見議員)。
 - ④6月には、たたき台として項目だけでもいいから作成したい。平成29年に被災した大分県日田市、津久見市 は速やかに復旧復興計画を策定しているほか、本市同様に令和元年台風第19号により被災した宮城県丸森 町では復旧復興計画策定に向けて、丸森町復旧・復興基本方針を既に決定した。また、内閣府の復旧・復興ハ

ンドブックでは「各地方公共団体では、復旧・復興ハンドブックを参考として、復旧・復興に関して地方公共 団体が事前に定めておくべき対応計画(復興マニュアル)を策定することが望まれる。」とされており、被災 前に準備しておくことが必要だとされている。このような各種資料も参考にして今後検討をお願いしたい。

(坂本議員)。※各種計画については Sidebooks 【ホーム > 01 議会 > 01 議会資料 > 02 会議資料 > 02 委員会 >

03 特別委員会 > R2 災害対策特別委員会 > 参考資料(他市計画等)】に保存。

3 まとめ【藤倉委員長より】

9月の最終報告として復旧・復興計画の議会案を作成するか、提言として取りまとめるかは今後検討する必要があるが、復旧・復興に向けた議会の重点項目を抽出する必要はある。そのため、内閣府が作成した「復旧・復興ハンドブック」等も参考にして各分科会で検討していただきたい。また、専門家を招いての研修会の開催や議会の取組ついて意見を聞く機会を設定する必要があるかどうか、各分科会で検討してほしい。

【委員から】

公的機関(環境省や荒川上流河川事務所)の職員を呼んで説明会を開いてはどうか。

また、予算については各会派から政務活動費を出し合って専門家を招く方法も考えられる。

※次回開催日(4月28日(火))までに各分科会で議会の重点項目と研修等の開催について検討することに決定。

4月28日(火) 分科会連絡調整 会議

1 被災者・被災地・被災施設の現状確認について

【藤倉委員長より】

令和元年東日本台風の発災から半年が経過し、新たにコロナウイルスの影響が重なる中、災害対策特別委員会として被災者及び被災地の現状を把握するため、執行部へ現状確認を行いたいと考えているがどう思われるか。

- (1)執行部への質問内容について
 - ①被災家屋の公費解体が始まっている。市から委託を受けた業者が現場を確認し、対象物件を確定してから入札をかけて業者が決まり、解体を開始するというプロセスだが、大変時間がかかる。手続きを簡略化して、スピードアップできないか。また、現場に立ち会った際、対象者が高齢者であることもあるが、業者とのソーシャルディスタンスが取れていなかったので、気を付けるべき。(鈴木議員)
 - ②被災された方の家庭が休校措置の中でどうなっているのか、給食費の支援は継続されているのか、免除されているのか。また、工期が遅れているものがあるが、コロナの関係でどういった影響が出ているのか確認したい。(中島議員)
 - ③ある建設会社でコロナ感染者が出て休業することになり、下請けに影響が出ている。建設業界では休業を余儀なくされているところがある。これから入札など難しくなってくると思う。ただでさえ公費解体に対応できる市内業者が少ない中、これも困難になってくる。中国から資材が来なくてリフォームも遅れている。そういった対応も考えているのか。(鈴木議員)
 - ④建築現場では未だに規制がなくマスクをしないで作業をしている人もいる。都内の大手企業では日雇いの方を雇い、その人達が地方の現場に行くようなこともあるので、建築業界への影響はこれから出てくると思う。(利根川 議員)
 - ⑤被災施設の問題として、早俣集落農業センターであるが、見積りは前に取っているが高額で修理の見通しが立た ない状況。補助等について確認したい。(高田議員)
 - ⑥早俣は遅れ、3月議会に間に合わなかった。葛袋は12月議会で予算がつき、建物修繕費の 1/2 を出すことになった。早俣でも同様の補助率になる。ただ、早俣に1/2 を支出する資力はないと聞いている。(鈴木議員)
 - ⑦復旧対策について工事の進捗などの情報が入ってこない。河川の復旧がかなり終わっていることは広報で確認した。道路や河川のしゅんせつなどやらねばならないところの状況が不明。荒川本流では河川の木の撤去が済んでいるところがあるが、九十九川ではまだ対応できていない。これから梅雨に向かっていく中で緊急性がある。コロナと並行して優先順位をつけて対策を取るべき。(関口議員)
- (2)執行部への質問の方法について
 - ①要望書を出すと回答作りが仕事になってしまい、執行部の仕事を増やすだけで実質が伴わなくなってしまう。執 行部に出席してもらって委員会を開催するのがよい。委員会では、
 - ・すぐに取り組む必要があるものはその場で質問し、執行部からいつまでに実施するという回答をもらう
 - ・回答までに一週間程度必要なものは回答を待つ
 - ・一年など対応に長期間かかるものは、各分科会で協議した上で要望を出す
 - といった三段階に分けた対応が必要。また、タブレット等を使用した遠隔会議も検討すべき。(鈴木議員)
 - ②3密を避けて(議員のみでなく執行部も控室で密にならないように)委員会を開催してほしい。仮に本会議場での開催が可能だとしても、会派で2人ずつの出席にする等人数を減らさないとソーシャルディスタンスを保って委員会が開催できるのか不安。(中島議員)
 - ③本会議場での委員会開催についてはシュミレーション済みである。執行部席も議員が使用する方法で検討している。(藤倉委員長)
 - ④緊急事態宣言下では、本来全員で集まる委員会は開催しない方がいいが、議員間で災害対策等に対する認識の相違が出ていると思われるので、ソーシャルディスタンスを保った上で委員会を開催したほうがよい。(関口議員)

【藤倉委員長より】

5月8日(金)に災害対策特別委員会の各分科会を開催する方向で検討する。各分科会では、執行部への質問事項等について協議をしてもらう。

2 まとめ方について

【藤倉委員長より】

委員会の調査事項の3には、「令和元年台風第19号に関する復旧復興のスキームづくり」とあり、6月の中間報告・9月の最終報告に向けて、復旧・復興のスキーム策定を行いたいと考えている。内閣府の「復旧・復興ハンドブック」を確認していただきたい。ハンドブックを読み込むと復旧・復興計画の素案づくりにはかなりの作業が必要とされる。現在のコロナの問題がある状況下では、9月までに復旧・復興計画の素案づくりを行うことは厳しいかもしれない。別紙スキーム策定の手順に従い、各分科会が所管する事項について、『事前対策』・『応急対策』・『復旧・復興対策』ごとに重点項目を挙げてもらい、その後全体委員会で項目の整理を行うことを考えている。

執行部側の地域防災計画等改定スケジュールとしては、4/21 に業者の参加申し込みがあり、プロポーザルをして 5/7 にプレゼン、5/14 に結果通知が出てコンサルが決まり、その後スケジュールでは 11 月に改定項目の検討が始まる。この改定項目の検討に活かしてもらうようにスキームづくりを間に合わせたい。

- ①事前対策及び応急対策までは、これまでの協議の中で出されている。イメージとしては、復旧・復興計画が最終ではなくて、さらに先(以前の状態よりもプラスαの形を求める;避難所に指定されている体育館が雨漏りをしていた場合、雨漏りを修理することに加え、体育館にエアコンを設置して環境を整える等)を目指し、検討していく流れでよいのではと考えている。(関口議員)
- ②事前対策、応急対策、復旧・復興対策はPDCAサイクルだと思う。これから取り組むのはAction(復旧・復興対策)の部分だが、あまりにも執行部の地域防災計画とかけ離れていると意味がないのでクロスして考えていくことが必要。(鈴木議員)
- ③復旧・復興対策の箇所は、復旧と復興のそれぞれの考え方を整理したうえで、項目は分けて出してもよいと思う。 (藤倉委員長)

3 今後の進め方について

【藤倉委員長より】

次の会議は5月8日(金)で決定いたします。

タブレットを使用しての会議は、議会運営委員会の進捗を見ながら検討していきたい。執行部に入ってもらうには、 正式な委員会を開くことが必要になってくる。

- ・8日までに各分科会での取りまとめは不要なのか。(関口議員)
- ・可能であればまとめてもらいたい。(藤倉議員)
- ・まだ副委員長とは相談していないが、総務分科会では分科会の委員に対して、今日の会議の内容を簡単にまとめた資料を添付したメールを送り、8日に関する意見を出してもらおうと考えている。(関口委員)

4 その他

- ・災害対策特別委員会でコロナウイルスについては取り上げないのか。コロナは災害である。(鈴木議員)
- ・当委員会は調査事項に基づいて実施しているので、そこにコロナを追加するかは、全員協議会や委員会の全体会で 決定しないと、ここでは決められない。(藤倉委員長)
- ・これからは、災害として、コロナウイルスはじめ、テロなどもいつ起こるか分からない。大津市議会が策定しているBCP(業務継続計画)のようなものを作成する必要があると思う。(堀越議員)
- ・8日に分科会をやるにしても、白紙のままで集まるのではなくて、ある程度の事前情報を事務局から分科会委員の皆さんへ入れておいた方が効率的に会議ができるのでは。今日協議した内容と8日はこういったことをやるという情報を全委員に伝えて、8日に何をやるのか分かる状態にしておく方がよいと思う。(関口議員)
- ・各分科会で執行部に出した 3/19 付け要望書の進捗状況を執行部にまとめてもらい、5 月 8 日に説明してほしい。コロナの関係で遅れが出ているものも事前にまとめてもらい、8 日に確認したい。(中島議員)

1 1 1

※次回は5月8日に委員会を開催するとなったが、会議終了後に議長、副議長、委員長、副委員長、事務局長で再度 話し合いをもった結果、今般の状況下で全議員での委員会開催及び本会議場の使用は控えるべきとの判断に至り、5 月8日までに各分科会において執行部への確認事項を整理し、5月15日に各分科会を開催した中で執行部から説明 を受けることとなった。

5月15日(金)

総務分科会

各分科会

1 防災計画・ハザードマップについて

【 ①に対する執行部からの説明 】

- ・地域防災計画は、令和2年度から3年度の2年間をかけて見直しを行う予定であり、現在、委託業務の業者選定を 行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、業者選定の実施方法を一部見直したことにより、やや遅れが生じたものの、 6月上旬には業者が決定する見込み。

- ・水害ハザードマップについては、埼玉県が令和2年5月末に市野川流域洪水浸水想定区域図を公表する見込みであることから、6月議会において補正予算案を上程し、県の公表内容等を反映したハザードマップを今年度中に見直しする予定。
- ・水害時に使用しない避難所については、新たに3施設(市の川小、北中、青鳥小)追加し、見直しするハザードマップに反映するとともに、6月の広報紙や市ホームページ等で周知する。

≪説明に対する質疑≫

- ・ハザードマップの作成及び検証の担当部署は。(蓮見議員)
- ⇒ハザードマップは国、県が作成する「浸水想定区域図」を基に市が作成する。担当は危機管理課。
- ・地域防災計画では内水氾濫のみ想定し、ハザードマップでは堤防決壊を想定している。この乖離は当初から認識していたということか。また、地域防災計画の「市の水害は内水によるもの」との記載は見直すべき。(蓮見議員)
- ⇒地域防災計画の中には、河川等の予防対策や浸水想定区域を基にしたハザードマップの作成等についても盛り込まれており、それに対して洪水予報の種類や実際の行動の目安等を記載しているため、齟齬はないと考える。「市の水害は内水によるもの」との記載は、堤防が決壊するか否かに関わらず、大量の降雨による河川の氾濫を想定して記載されたものと考えるが、計画全体を見直す中で、誤解が生じることのないような内容に整理していく。

【 ②に対する執行部からの説明 】

- ・出水期を見据えた取組として、一時避難場所を9施設追加することにより、避難者の分散化と収容人数を確保した。
- ・小中学校避難所は「災害時学校施設利用計画」を作成し、段階的に教室等を利用して受け入れることとした。
- ・避難所等の担当職員の追加、増強として、一部の避難所に管理職を配置したほか、避難所の開設時動員体制を4人から6人体制を基本として動員計画を策定した。
- ・高坂市民活動センターについては、高坂地区の現地災害対策本部及び一時避難場所としていたが、避難者等の安全 確保の観点から、災害の種別に関わらず両機能として使用しないこととし、高坂図書館に変更した。
- ・避難所の防災用備蓄物資を充実するための取組として、現在、段ボールベッド、災害用マット、発電機などの購入 の手続き中である。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響はなし。

≪説明に対する質疑≫

- ・段ボールベッドの発注数は。(田中議員)
- ⇒現在80個所有しており、追加として今回40個発注予定(避難所ごとにではなく市全体の数)。
- ・高坂図書館には一時避難場所としての機能を果たす環境(スペース等)はあるのか。(蓮見議員)
- ⇒備品については今後整備していく。建物の機能については問題ないと考えている。
- ・避難所を6人体制としたことで、どれくらいの割合の職員が動員体制に組み込まれているのか。(米山議員)
- ⇒これまで職員約800名のうち153名の動員体制であったものが、232名(79名増)となった。業務継続対応の職員もいるため、すべての職員が避難所等に配備されているわけではない。
- ・被災した他自治体への派遣経験のある職員の配置についてどう考えているか。(堀越議員)
- ⇒関係部署や危機管理課、また危機管理課併任職員として配置され、知識や経験を活かせるようにしている。

【 ③に対する執行部からの説明 】

- ・台風接近に伴う職員の対応体制について、災害対策動員計画に基づき、平日休日の別なく必要な体制を整えている。
- ・避難所の運営体制のみならず、災害発生の初動段階での災害時応援協定締結団体の連絡体制等については、災害時を見据えた平時からの協定締結団体との連携確保に取り組む。

≪説明に対する質疑≫

- ・台風接近に際しての職員の意識はどうか。(米山議員)
- ⇒台風による影響が考えられる場合は、外出等を控えるなど、体制を整えておくよう全庁的に指示している。

2 避難所について

【 ①に対する執行部からの説明 】

- ・令和元年東日本台風時の災害対応を踏まえ、従前は一時避難場所として開設していなかった公共施設9施設について、市民が避難できるよう体制を整えている。
- ・自主防災組織が自主的に避難場所として整備している地域の集会所や公会堂については、自主防災組織等補助金の 防災資機材整備補助を活用し、引き続き支援を行っていく。

≪説明に対する質疑≫

- ・追加した9施設を教えてほしい。(田中議員)
- ⇒①総合会館、②保健センター、③きらめき市民大学、④すわやま荘(福祉避難所から変更)、⑤市立図書館(帰宅困難者の収容場所を兼ねる)、⑥高坂図書館(帰宅困難者の収容場所を兼ねる)、⑦市民福祉センター(福祉避難所から変更)、⑧子育て支援センターソーレ、⑨子育て支援センターマーレ。
- ・一時避難場所としての整備費用は。(蓮見議員)
- ⇒6月の補正予算案に、備蓄物資の購入費用を計上した。

【 ②に対する執行部からの説明 】

・令和元年東日本台風の際に雨漏り等が発生した施設については、所管課において計画的に補修を行っていく。

- ・避難所の環境整備については、防災用マットの購入、福祉避難スペースの設置、早い段階での教室利用など、ソフト面での環境整備を進めていく。
- ・そのほか、民間施設の利用の取組として、現在、自家用車を使用した避難者の避難場所について、実施に向けた検 討をしている。

≪説明に対する質疑≫

- ・民間施設の利用について、候補に挙がっている場所は。(蓮見議員)
- ⇒ある程度の広さがある駐車場等を考えているが、まだ議論が始まったばかりであり、具体的な場所については控え させてほしい。大きな商業施設等や公共施設が考えられる。

3 防災訓練について

【①、②に対する執行部からの説明】

- ・市においては、様々な訓練手法を地域で取り入れることができるよう、自主防災リーダー研修を実施するなどしているが、今年度の自主防災リーダー研修については、新型コロナウイルス感染症対策により、講演会を予定していた 県消防協会が中止を決定。
- ・令和元年東日本台風における市民の避難行動の分析を反映した防災訓練の実施については、4月17日に東京電機大学の協力を得て、避難行動アンケートを約2,000人に発送し、現在、集計中である。

≪説明に対する質疑≫

- ・アンケートは全員か。(蓮見議員)
- ⇒浸水想定区域に含まれる約2,000人を抽出した。

【 ③に対する執行部からの説明 】

- ・行政界に近い地域に住んでいることや地形的な影響により、市内よりも市外の避難所等へ避難しやすい場合があることを踏まえ、市では近隣市町村との間で災害時応援協定を締結しており、協定内容には避難所の相互利用も含まれている。
- ・他市町村の避難所の開設は、当該他市町村が判断して開設することとなるので、市としては近隣市町村との連携を確認しつつ、防災訓練の実施等を通じ、市民が早めの避難行動をとるなど、防災意識の向上に取り組んでいく。
- ・6月の広報紙においては、災害の特集を組んで、いのちを守るための早めの行動をとれる内容を含めて、周知する 予定。

≪説明に対する質疑≫

- ・台風第19号の時の状況はどの程度把握しているのか。(蓮見議員)
- ⇒市内の避難所に来た他市町村からの避難者は約100人。反対に市外へ避難した市民の数は集計していない。
- ・台風の翌日、神戸地域では田んぼに車が数台落ちていた。避難途中に水没したのだとしたら重大だ。命に関わることであるので、避難時の行動についてしっかりと調査すべきではないか。(蓮見議員)
- ⇒避難行動アンケートには神戸地区の方も含まれているので、回答を確認したい。また、他の方法での調査も検討中であり、その中で個別の避難行動の確認もできると考えている。
- ・他市町村からの避難者はどこから来た人たちか。(蓮見議員)
- ⇒主な場所として、滑川、川島、北本、鴻巣、川越、熊谷、嵐山。ただし、他市町村からの避難者といっても市外に 住所を有している人であって、当時どこにいてどこから避難してきたかは把握できていない。

4 その他

【 ①に対する執行部からの説明 】

・令和元年東日本台風に係る文書については、資料扱いとする管理をしており、保存年限も長期としている。また、 手書きのメモやホワイトボードの記録についても保管している。

≪説明に対する質疑≫

- ・長期保存とはどれくらいの期間なのか。(蓮見議員)
- ⇒20年間保存したのちに保存年限を見直し、必要と判断されれば期間が延びる。
- ・葛袋では約100年前にも堤防決壊が起きている。そのような中では今回の文書は永久的に保管していく必要があるのでは。(関口委員長)
- ⇒令和元年東日本台風による被災は市史に残るものと考えており、これらが記載された公文書は市の沿革を記す参考 となる文書に該当すると認識している。見直しをしながら長期に残していきたい。

【 ②に対する執行部からの説明 】

・ 荒川の右岸が浸水した場合には、吉見町や川島町の広い地域が浸水区域となることが想定されており、相当数の両町民は他の市町村へ避難する必要が生じる。いわゆる広域避難については、現在、荒川上流河川事務所が事務局となり、関係市町村及び県において、検討を行っている段階である。

≪説明に対する質疑≫

- ・まもなく出水期を迎えるにあたって、広域避難に関する指針の見通しは。(蓮見議員)
- ⇒広域避難の全体像の中で、事務局案では東松山市は他町から避難者を受け入れるという内容で、自治体間で調整をすることになっている。詳細を確認したうえで実際の対応について整理していく。
- ・協議は始まっているのか。(蓮見議員)

⇒現段階で出水期までの目途が立っているわけではない。事務局案が示されていることを含めると協議がスタートしていると考えられる。

【 ③に対する執行部からの説明 】

- ・被災者生活再建支援室では、今般の令和元年東日本台風で被災された方を1軒1軒訪問し、被災された方に寄り添いながら生活再建の意向を確認し、活用できる制度について案内し、支援を行っている。
- ・支援室発足後の初回訪問時(11月18日)、不在の際は支援室を紹介するカードをポストに置くなどの取組を行っている。
- ・現在は、新型コロナウイルス感染症対策として訪問を控えておりますが、代替として電話による連絡の方法をとっており、電話がつながらない場合は留守電電話に伝言を残すなどの対応を図っている。

≪説明に対する質疑≫

なし

【 ④に対する執行部からの説明 】

- ・通行止めは道路が29か所、橋梁が12か所。
- ・東武東上線は、10月12日の東松山駅発の電車は上りが12時50分発、下りは13時20分発をもって最終となり、運行再開は13日の森林公園発16時49分の上り電車であった。
- ・市内循環バスは12日の東松山駅14時30分発が最終便、民間バスは高坂駅15時24分発が最終便となり、それぞれ計画運休をした。
- ・関越自動車道については、鶴ヶ島 I Cから嵐山小川 I C間において、11 日 15 時から 15 日 15 時からは 15 日 15 日
- ※公共交通等については、各管理者より確認。
- ・河川の越水時間については、河川水位が高くなった時間が夜間であったことや、河川の周辺が浸水していて付近まで近づくことができない状況にあったことから、正確な時間は把握できていない。
- ・河川水位や周辺の浸水状況から、都幾川左岸の葛袋地先については12日の18時40分ごろ、また、新江川の古 凍地内については20時ごろ越水したと推測している。

≪説明に対する質疑≫

- ・河川の越水時間について、JAXAなどが衛星で記録しているもの等で調査していないのか。(蓮見議員)
- ⇒衛星写真は、その時間に撮影されていないと確認ができない。実際に衛星写真等を活用している事業者と話し、今回は記録として残っていないことを確認している。また、普通のカメラと同様に、衛星写真も太陽などの明かりがないと撮影できないとの話もあった。

厚生文教分科会

1 災害時の要支援者の避難について

現在、避難者全体の避難行動を調査中である。要支援者の避難行動の検証についても調査との連携を視野に入れて準備を進めている。今後の進め方としては、名簿登載者の条件を一定程度絞り込むとともに手上げ方式と併用するなどして、名簿の適正化に取り組む。あわせて、民生委員や自治会長にも丁寧な説明をし、災害対策基本法義務付けられた名簿作成及び配布を適正に行っていく。また、それに続く個別計画の策定については介護支援専門員(ケアマネジャー)や障害者相談支援事業所、さらに今年度から市民活動センターでの本格始動となった地域福祉コーディネーターとも協力しながら実績を積み上げていく。

【質疑】

- 大山委員) 災害対策が始動した頃は新型コロナウイルス感染症の問題はなかったが、今後のことを考えた場合、感染症などが蔓延している状況の中で風水害が発災したときの要支援者の避難対応はどう考えているのか。そういったことも視野に入れて動き出しているのか。
- 中島次長)要支援者の避難支援に関わらず、コロナウイルス感染症については、避難所において3密を避ける等、避難所の在り方などでも大きな問題になってくると考える。今後トータルで検証をすすめていきたい。
- 村田委員)地域福祉コーディネーターとの連携について、どういった構想を持っているのか。
- 中島次長)各地区に名簿を届けた後に個別計画を策定していく訳だが、お互いに顔の見える関係の中で協力しながら 当事者に寄り添った計画を策定していく必要があり、地域福祉コーディネーターはその中核となる人材で あると認識している。

2 福祉避難所について

昨年度、福祉避難所に指定されている施設の担当者との間で連絡会議を開催し、発災当時の状況について報告を受け、今後改めて施設間、行政との協力関係を構築していくことを再確認した。今年度に入ってからは、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設側も外部との接触を控えざるを得ない状況が続いていて会議の開催ができないため、施設の状況や意向を個別に確認している。出水期までには、最低限の福祉避難所の運用・開設ルールを定めておきたいと考えており、関係各課で会議を継続している。

3 災害時の学校の在り方について

災害時における学校行事については、子供たちの安全を最優先に考え、教育委員会と学校長とが連携して実施の是非を検討していく。また、災害マニュアルについては、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、水害対策を盛り込んだマニュアルとするよう見直しを行ったところである。なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、国や県から具体策が示されており、それに則って適切な対応をとるよう各学校に指導している。

4 指定避難所の運営について

避難所の職員配置については、今年度危機管理課で策定した「災害対策動員計画」において、開設時の動員は4人から6人体制を基本とし、一部の避難所(6施設)に管理職(6人)が配置されている。避難所の運営についてはその支援が適切に行われるようにしていく。また、ペットの避難スペースは、一般の避難者スペースとは別の受入れスペースをあらかじめ確保し、対応を図っていく。避難者が学校の教室棟を使用することなど、避難所の運営方法については、国からも通知が発出されているので、今後、各学校に対応方針を説明し、協議をすすめて整理していきたい。なお、体育館にエアコンを設置する考えはなく、校舎等の教室利用等を調整することなどにより対応を図っていきたい。【質疑】

石井委員)教育委員会としては、体育館へのエアコンの設置はしない考えということでよいか。

- 小林部長)予算の関係もあるが、教育環境を考えると一義的には体育館のエアコン設置よりも学校整備をすすめてい きたい。
- 大山委員) 必要性や頻度から勘案していくと体育館へのエアコン設置の順位は低くなるが、予算が潤沢にあって色々な整備が可能なら、体育館へのエアコン設置についても必要と考えていると捉えてよいか。
- 小林部長)予算が潤沢にあれば環境が向上することは教育委員会としても願うところである。なお、避難所として考えた場合、教室棟に順次エアコンは配置されており、この度、国から示された通知にも、「発熱者や福祉的な方、高齢者を受入れる学校の教室等については分けて確保する」といった内容があるので、そういった意味でもまずは教室棟を開放する対応で考えていきたい。
- 大山委員) 普通教室棟を優先的に使って行きたいということだが、今回の感染症のように密接な空間を避けようとなった場合、複数の教室に分散して避難することが現実的な対応になってくると思う。広範囲にわたって教室を提供することは可能なのか。
- 小林部長)昨年度までは、災害時の学校施設利用計画において一時的に避難をする体育館、そのあと教室棟ということで第二次開放、第三次開放という段階を経た受け入れを想定していた。今後は、第一次の段階で教室棟を使用していくということなので、体育館に近いところにトイレを開放するなど教室棟の避難所としての利用を再調整している。

鈴木委員長)一部の避難所については管理職も配置しているということだが、全避難所に管理職を配置すべきでは。 小林部長)職員の配置については危機管理課で適宜検討して配置を検討していく。

5 市民病院を中心とする医療体制について

市民病院の災害対応としては、昨年の令和元年東日本台風の経験を踏まえて、一番の課題と捉えているのは、医師を含めた医療職の通勤手段の確保という点である。市民病院の医師には市内在住者がほとんどいないため、風水害が予想される場合、遠距離通勤である職員には、時間帯にもよるが、できるだけ院内にとどまってもらうことが肝要であると考えている。そのための環境整備(例えば宿泊場所の確保や職員用の非常食の備蓄など)をすすめていきたい。また、比企医師会との連携であるが、比企医師会と市は現在においても協定を締結しており、地域防災計画では「応急救護所」への医師の派遣について規定されている。なお、市民病院への医師の派遣については、発災直後は市内の他の病院やクリニックでも同様の状況が予想されるため、当院への応援は非常に厳しいものと考えており、今後さらに検討する必要があると考えている。病院の災害対応計画については、地震と風水害、感染症対策は切り分けて考える必要があると感じている。今後、地域防災計画やBCP(業務継続計画)の見直し時に検討していく。

6 被災家庭における乳幼児の保育園入園について

保育園の入園児童の選考は、第三者機関である「東松山市保育園入園児童選考委員会」が、毎年度「東松山市保育施設利用調整基準点数表」の基準及び点数を見直し、選考を行っている。改正された点数表については、公平性・透明性を確保する観点から、保護者に対し、毎年度、入所申込みの前に公表している。昨年度は、8月下旬に選考委員会が開催され、「令和2年4月入園に係る利用調整基準点数表」が見直され、決定した選考基準を保護者に示した上で、10月21日から入所申込みを受付けた。今年度も、同時期に令和3年4月入園に係る利用調整基準点数表の見直しを行いたいと考えている。なお、保育園入園児童選考委員会の開催に当たっては、災害対策特別委員会の要望を報告させていただく。また、発災時の緊急対応として、現在も無料の一時保育を実施している(終了時期は状況を見ながら検討する)。

【質疑】

鈴木委員長)今年の第三者委員会も昨年と同時期に開催されるのか。

山田部長) 今年の選考委員会は8月中に開催したいと考えているが具体的な日程はまだ決定していない。

- 鈴木委員長)夫婦共稼ぎをしなければいけない被災者がいる中で、20点の加点が全く改正されずにいたため、被災者が保育園を利用できるように早く改正してほしい、いち早く選考委員会を立ち上げてこれについて協議してほしいという意味での要望だったのだが。
- 山田部長) 令和3年4月入園に係る利用調整基準点数表の見直しについては8月に行いたいと考えており、臨時の選 考委員会ということは現在考えていない。

- 鈴木委員長) 今災害に遭っている大変な方に対しては、一時保育はあるが、この基準表に基づいて審査するということか。もう一度機会を与えることは検討していないのか。
- 山田部長)基準点数表については、基礎点数と調整点数があるが、現在、基礎点数の中に災害に関する部分があり、こちらで10点の加点がされている。現在はその10点の適用で判断したいと考えている。
- 鈴木委員長)その基礎点が大体8点などいく中で、災害については10点であり、あまり影響がない。表中の世帯の特殊状況に、「激甚災害が発生した場合」として20点を加点すると非常に大きい。公平性の問題はあるが、それが形式的な公平性で、災害に遭い本当に困っている人が保育園に入れない状況があるので、この基準を早めに見直してほしいと要望したのだができないということか。
- 山田部長) 真に保育を必要とする方に保育を届けるのが目的になるので、要望があった内容については選考委員会等 で内容を審査して公平性に資するところで決定していきたい。

【要望】

大山委員)昨年の災害はこれまでに当市が経験したことのないものだった。現実的に目の前に困っている方達がいて 手を差し伸べようとしたときにもう少しスピード感があっていいのではないかと思う。行政のやることは 一つひとつ公平性を担保しながら説明責任を果たす意味で手順を踏まねばならないが、反面、事後説明に なったとしてもしっかりスピード感を持って対応することも必要だと思う。被災者の方の一時保育は実施 しているとのことであるが、被災者の方が次に歩みだせるような安心感を与えることができるのも市の特 権だと思う。災害はいつ起こるか分からない、今年起きても対応できるように選考委員会を待たずに柔軟 な対応をしてほしい。

7 ボランティアセンターの運営について

これまでのノウハウを生かしたボランティアセンターの運営を行うとともに、現行の設置、運営マニュアルについても実際の対応状況や課題等を検証しつつ、適切に見直しを進めている。あわせて、市、社会福祉協議会、ボランティア等によって構築された協力関係を、今後も適切に維持できるよう、年間を通じた「協議の場」の設置を、社会福祉協議会に働きかけている。また、社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの活動をとりまとめ、各地区において報告会を開催し、ボランティア活動の裾野を広げる取組も予定している。

【質疑】

- 大山委員) 東松山市の社会福祉協議会は金額的にも多くの事業を抱えている。さらに今回ボランティアセンターの運営が加わり、非常に大変な思いをされていたと思う。職員の数といった諸々の社会福祉協議会の体制は、 社会福祉協議会で決めているのか。ある程度市の意向が関わることは可能なのか。
- 中島次長)ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会の地域福祉課が担当している。今回の災害では かなり長期間にわたり多くのボランティアにも来ていただいたので、地域福祉課のみでは対応しきれない 部分もあるので、組織内の応援体制を組んで運営していたと聞いている。市との関係では、ボランティア センター発足の段階から、お互いに協議をしながら進めており、市と意見交換をしながら適切に運営して いる。
- 大山委員)ボランティアセンターもそうだが、社会福祉協議会は、コロナウイルス感染症の対策における小口融資や 生活困窮者への対応の窓口にもなっている。職員数の増加も含めて、もう少し社会福祉協議会の体制を強 化していかないとどこかで疲弊してしまうのではないか。おそらく無理をしている部分があると思うがそ の点はどう考えているのか。
- 中島次長)社会福祉協議会では、突発的な業務がここ数年立て込んでいる。年に4回、市と社会福祉協議会で協議を 行い、お互いに意見交換をしながら進めている。その中で組織の強化について社会福祉協議会から相談が あれば、当然、市としても真摯に対応していきたいと思っている。

【要望】

村田委員)現在、新型コロナウイルスの関係で、ボランティア自体が成立しなくなっているという議論が国レベルでもあると思うので、それを踏まえ、これからのボランティアセンターについて原点に立った議論をしてほしい。

経済建設分科会

【1に対する執行部の説明】(秘書室)

水害ハザードマップの見直しは、埼玉県がこのあと5月末に市野川流域洪水浸水想定区域図を公表する見込みである。昨年6月に国が公表した都幾川・入間川洪水浸水想定区域図とあわせて、実施を予定している。6月議会において補正予算案を上程し、国、県の公表内容を反映したハザードマップを今年度中に作成する予定である。

(説明に対する質疑)

- ・県が5月末にデータを公表するということだが、国がデータを示しているのか。
- ⇒県が公表する洪水浸水想定区域図は県が作成すものであるため、国が情報を示すものではない。
- ・国が公表した都幾川・入間川洪水浸水想定区域図は以前のものと想定雨量等が違い、今回示されるのはどのような 条件か聞いているか。
- ⇒これから公表されるものであるため把握できていない。
- ・都幾川は国が公表したが、県管轄部分はマップで示されていなかったりする。そういう場所はどうなるのか。 ⇒ハザードマップ上の表記は基本的には国、県が公表したものを出すとなっていて、それ以外の部分は別の表示を用いて市独自の表示をしていく形になると思う。今回神戸等はハザードマップに表示はなかったが浸水が起こっている

ため、仮に県のデータに入っていなければ市独自の別の表示方法を使って着色をする。

【2に対する執行部の説明】(環境産業部)

台風第 19 号による災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害として指定し併せて適用措置を指定する政令が 10 月 29 日に閣議決定され 11 月 1 日より施行されました。このことにより当市の台風第 19 号による被害も激甚災害に指定され、農業被害については、農地と農業用水利施設の災害復旧で実施する事業の国庫補助金がかさ上げされ、その適用を受けながら復旧事業を実施している。また、商工業についても、国庫補助が受けられる、被災小規模事業者再建事業や商店街にぎわい創出事業等の支援制度の活用が可能となり、県補助の埼玉県中小企業災害復旧支援補助金については、商工会において継続的に相談を受けており、その申請を支援しているところである。それぞれの被害額については、市内の農業被害は、復旧に要する事業費等で換算すると農作物が約2,465万円、農業用機械・農業施設が約4億9,383万円、農地が約6,851万円、農業用水利施設が約2,792万円、総額で約6億1,491万円である。商工業は浸水地域の中小企業等については、国県市の共同による調査を実施し、27億700万円と想定しております。このほかに複合型施設における被害が6億8,000万円、各種手続き等により把握できたその他分が、1億1,600万円となっており、商工業の合計としては35億300万円となる。

- ・ 複合型施設とはどこなのか。
 - ⇒今回の数字はピオニーウォーク、ライフガーデンの2つである。
- ・商工業と分けているが工業被害はないのか。
 - ⇒商業、工業の分類分けをせず、商工業という集計になっている。
- ・商工業の大体の割合はわかるか。
 - ⇒事業所数であれば、工業が約1~2割である。

【3、6に対する執行部の説明】(建設部)

令和元年東日本台風により被害を受けました、道路、上下水道、公園などの各施設につきましては、施設の被害状況をはじめ、各課各職員の対応や行動を把握するため、台風対応による事前準備から復旧対応にいたるまでを時系列で整理いたしました。また、そのことを踏まえて課題や反省点を整理し、検証作業をすすめてまいりました。現在は今後の再発防止もしくは減災対策といたしまして、検証結果を踏まえ過去の台風等による被害状況などの整理も行いながら、改善すべき取組について整理を進めているところでございます。

【4に対する執行部の説明】

被災者生活再建支援室において、訪問調査等によって今後の住まいの再建意向についての調査を普段から継続的に実施している。直近の状況としまして、5月12日現在で把握している状況について申し上げます。空き家など人の住んでいない家を除く 620 世帯が対象となりますが、今後の住まいの再建につきまして、まず被災した住宅を補修して住む世帯が 515 世帯、割合にして 83.1%、同じ場所に建て替える世帯が、21 世帯、割合にして 3.4%、違う場所で建設もしくは購入をされる世帯が 15 世帯、割合にして 2.4%、そのうち 2 世帯の方は市外に新しい場所を求められています。つづきまして、賃貸住宅に住もうとする世帯が 44 世帯で、7.1%、そのうち市外の賃貸住宅に行く世帯は 6 世帯、なお 44 世帯のうち、39 世帯は元々がアパートなどの賃貸住宅に住まわれていた方です。親戚等のお宅へ転居する世帯が 5 世帯、0.8%、そのうち市外は 1 世帯である。最後に再建について検討中である世帯が 20 世帯 3.2%となっている。なお新型コロナウイルス感染症対策として、現在訪問による調査は控えている。訪問調査に変えて、電話や窓口に来られた方の相談を受けており、訪問がどうしても必要な場合は、マスク着用、距離をなるべくとるなどの対応をしている。新型コロナウイルス感染症の被災者についての影響ですが、体調を崩したとういう話は今のところ聞いていない。建築資材の納入の遅れなどで補修などの工事が遅れ気味となっているほか、普段はなかなか連絡が取れない被災者のかたが新型コロナウイルスで休業になったりして、家にいてやっと落ち着いて台風のことを考えられるようになったというように、連絡が取りやすくなったというようなことも発生している。

・公費解体の優先順位について、今年の11月11日が申請期限となっている生活再建支援制度の基礎支援金は解体することで支給額が増額する場合があるが、コロナウイルスの関係でそこまでに完了できるのか。被災者生活再建等連絡会議の資料には配慮が必要とあり、現地再建を希望している世帯を優先ということだが、どう対応するのか。

⇒生活再建支援金の基礎支援金の申請期限の問題点としては半壊の世帯が解体をした場合は制度の対象となる場合がある。また、大規模半壊の世帯が解体した場合は金額がプラスになるという制度上の運用があるので期限に間に合うようになんとかお願いしたいと会議の際に申し上げ、制度自体は国の制度になっているため、こういう事例もあるということは県を通じて状況を伝えて、可能であれば延長等についてもこちらから働きかけをしていきたい。公費解体の申請期限は6月30日が一応の期限となっているため、被災者には周知をしている。

2点目については、解体の優先順位についてもどの世帯がその場所に建て替えを希望している、そういった情報を担当課に伝え、なるべく順位を考えてもらいたいと話している。直近で廃棄物対策課の方に確認したところ、現地調査の際にも被災者の方から直接、現地調査に入ったコンサルタントに直接伝わっていてその点については可能な限り配慮すると廃棄物対策課からは聞いている。

【5に対する執行部の説明】

入間川流域緊急治水対策プロジェクトについては、三位一体の対策として、河道の流下能力の向上のほか、遊水・ 貯留機能確保の向上、土地利用・住まい方の工夫を実現することにより、多重防御治水の推進を図る計画となってい る。そのうち遊水・貯留機能確保の向上については、現在国において遊水地についての検討が進められていること、 また現時点において当市では、家屋移転や高台整備を実施する予定がないことから、市としての計画を策定する予定はない。引き続き国・県と連携しながら取組を実施していく。

・家屋移転について、市ではやらないという話だが、個人ではあるのか。

⇒被害の大きかった早俣地区は公共側として計画するものはない。個人の希望で他に移転する場合は、開発許可が必要な場合については、調整区域であれば開発の基準が適用になるが、台風被害で既存の住宅が被害を受けたということで必要があるものとして対応するように行っている。この時に、手数料がかかるものを減免するような対応をしている。移転の希望については何件かあるということで内々の話で現時点では伺っている。

・土地利用の中で、住宅のかさ上げとあるが、被災者からするとかさ上げをしたいというときにどのような方法をとっているのか。

⇒土地利用制限、家屋移転、住宅のかさ上げ等ですが、国の方でメニューとして考えられるものを総花的に三位一体としてあげていると我々は考えている。最近の例でいいますと東日本大震災の津波被害のあったところにつきまして、大規模な土地の造成、盛土造成と、集団の家屋移転というのがありました。そういう形で、災害発生時に大きな被害があり、時をまたずに集団的な移転を考えるというのが国のメニューで考えられて、このメニューが使われている。実際東松山の場合浸水想定区域というのは、神明町から御茶山町、山崎町、六反町、六軒町あの辺もありますし、市街化区域でもある程度、現実に浸水想定されている区域もあるが今回の被害区域についても、市街化区域も少々ございます。しかしながら、現実的には土地区画整理事業で、国費も投入され造成された区域でございますので、そこをさらに全面的に盛土をするのは現実的ではないと思います。また被害の大きかった、早俣地区等の調整区域においては、先ほども申し上げた通り、本来市街化を抑制する区域ですので、そこについて土地のかさ上げ等を業者で行うのはちょっと考えられないというふうに考えている。

- ・かさ上げをしたいとなったときに、どれくらいまで出来るとか、法律、条例に絡んだことを説明して欲しい。
 ⇒盛土の話ですと技術基準という形で、宅地として安全なものになるかどうかの審査は行うが、法律、条例上でこんなに盛ってはいけないという基準はなく、申請者の希望通りに造成高を決めていい。一定程度の高さになると地盤が安定しないといけない。それほど高くもらなければ角度を30度以内にすれば擁壁は無くてもいいとかあるが、ある程度高く盛るようになるとしっかりした構造物で地盤を安定させないといけないとなるので、その場合は重量ブロックで土留めをするとか、現場地の擁壁を鉄筋コンクリートで設置する等基準があるが、基準に沿っていれば高さ制限はない。
- ・先ほどの説明で基準と出てきたが、もう少しわかりやすく説明をして欲しい。

⇒開発の基準では土地の区画形質の変更の要件の一つが、現況の地盤高から 50 センチ以上の盛土をするときに、という形になっている。これについては建築確認の方で図面の中で、宅盤高も出てきますし、その中で実際に土地の所有者本人はよくわからなくても建築業者等の中では把握していますし、建築確認の時にはある程度引っかかってくるものというふうに考えている。

【新型コロナウイルス感染症による影響について】

環境産業部

台風第 19 号の復旧復興事業に関しては、農地の災害復旧等についてはほぼ完了しておりますので影響は受けていないところでございます。現在も継続実施している災害廃棄物の処理や農業用機械等の更新、中小企業支援等についても、新型コロナウイルス感染症による大きな影響はございません。

- ・農業について海外から来る研修生で日本に来られないなどの影響はないのか。 ⇒特に研修生を海外から迎えてやっているという話はきいていない。
- ・同様に商工業はどうか。

⇒海外からの研修生は食品関係の工場に研修生が来ているが、生産性が落ちている相談は現在のところ受けていない。

都市整備部

所管する施設の復旧復興事業については、現在駒形公園復旧工事を実施中で、4月末での進捗率は75%、5月末日に完成予定でございます。他の復旧事業につきましては全て完了しており、新型コロナウイルス感染症の影響はございませんでした。また、被災住宅の応急修理支援では、修理業者への建築資材の納入が遅れるなどの理由から、工事に遅れが生じているとの申し出も受けておりますが、その場合には必要に応じて工期の延長を認め、被災者に寄り添った対応を行っている。

・全体で何件あって、そのうち何件くらいが遅れているのか。

⇒令和2年5月1日現在の住宅応急修理制度の申請件数が265件であります。そのうち完了報告件数が225件。差引40件あるのですが、全てがコロナウイルスの影響ということではなくて、実際の数値で言うと、具体的な数値はないが、数件ということで、当初から工期をある程度長い時期をとっているので、直接の影響はないが、中国からの衛生設備が来ていないとの話は伺っている。

建設部

市で発注等している、道路、河川、上下水道の復旧工事については新型コロナウイルス感染症の影響による遅延等は生じていない。また、国や県の事業について確認をしたところ、入間川流域緊急治水対策プロジェクトにおける住民説明会が予定通り開催できていないこと、また業務委託をしている一部の設計業務について受注業者との打ち合わせが予定通りに開催できないため、若干の遅延が発生している。

- ・当市がかかわっている部分で具体的に影響の出る部分はあるのか。
- ⇒当市の区域の中での事業について、先ほど説明した地区への住民説明会が区長等までは出来ているが、直接住民 説明会は早俣地区しかできていないということで影響は出ている。
- ・業者の打合せが出来ていないとあったが、影響は。
 - ⇒業者については入間川プロジェクトとは別で一級河川新江川の県の事業の中で今設計業務を出していて、それの コンサルタントとの打ち合わせが中々進まない部分が一部あるという連絡を受けている。
- ・それらの要因で工事の完了はどれくらい期間が遅れる見通しか。
- ⇒入間川流域のプロジェクトについては、住民説明会が開催できていなくても事業自体は進めているため影響はないと考えている。また県の新江川の設計業務につきましても、完全に止まっているわけではなくて、打合せ等が予定より少し進まないという程度ですので、大きな遅延はないと聞いている。
- ・住民説明会が開催できない理由は。
- ⇒説明会が開催できない理由としてコロナウイルス感染防止対策として、人を集会所に集めるということが困難ということで開催できていない。代わりとしまして回覧、ホームページ等でそういった意味での説明は実施しているが、説明会という会はコロナの影響で開くことが困難と考えている。
- ・回覧等で情報を出していて、こういうことを聞きたい等反応はどうか。
 - ⇒説明会はこのプロジェクトの概要を説明するもので細かいところの説明はこれから設計等したあとに、再度する 予定である。概要につきましての質問は市や国に対して、寄せられてはいない。
- ・早俣は説明会を開催したという話だが、葛袋や下唐子、被災者にはプロジェクトの細かい話はしていないということなのか。

⇒プロジェクトの中にも様々なメニューがあり、一番直近でやるべき決壊した堤防の応急復旧、またそれを新たに本復旧する工事はかわら版等を通じて周知している。今後特に興味があると思われる、新たな堤防の整備、これについては、まだ具体的な位置や大きさは決まっておりませんので、このプロジェクトの中に示された位置図に赤い線でこの部分の堤防は直しますよと、新たに作り替えますよという内容が書いてありますので、それについては、本来説明会で説明したいものを、現在回覧で説明している状況である。

5月15日(金) 災害対策特別委 員会

- (1) 各分科会委員長からの報告について
- ・上記の各分科会における調査内容のとおり、各分科会委員長より報告。
- (2) 今後の進め方について
- ≪スキームづくりに向けての資料説明≫
- 藤倉委員長より資料(【資料1】~【資料6】)について説明。
- ・【資料1】「復旧対策」と「復興対策」について
- ・【資料2】スキーム策定の手順
- ・【資料3】 図1 令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表(案)
- ・【資料4】 図2 (復旧・) 復興計画全体の枠組(案)、(復旧・) 復興計画の策定(案)
- ・【資料5】令和元年東日本台風災害対応検証及び東松山市地域防災計画等改定支援業務 スケジュール (案)
- ・【資料6】令和元年東日本台風における災害対応検証 取りまとめ分類項目
- ≪スキームづくりに向けての作業説明≫
- 藤倉委員長より今後の作業について説明。
- ・【資料3】については、今後、分科会ごとに整理していただきたいと考えている。
- ・【資料4】『①復興計画の内容』について、(1)から(8)までの項目を全て網羅するか、それとも重要項目を絞って進めるかは、協議をして決めたい。
- 以上の作業でまとめあがったものを、6月の中間報告とする。
- ・6月議会中に中間報告を出すということでよいか。今後のスケジュールの概略を教えてほしい。(斎藤議員)
- ⇒中間報告の時期についてはこの後で協議。(私案だが、)今後、災害対策特別委員会としては9月の最終報告をもって区切りをつけ、継続すべき調査事項がある場合は、それぞれの常任委員会でカバーしてもらいたいと考えている。
- ・最終報告は9月議会中に出すのか。予算が絡むことも考慮し、編成時期に間に合わせるか。(斎藤議員)
- ⇒【資料5】の令和元年東日本台風災害対応検証及び東松山市地域防災計画等改定支援業務において『改定項目の検 討』が11月から始まること。また、来年度の執行部の事業計画や予算編成に反映させること。これらを踏まえ、 9月議会中に最終報告を取りまとめるのが良いと考えている。
- ・【資料4】『(復旧・)復興計画の策定(案)』の『①復興計画の内容』について協議したい。【資料3】の整理表作成に相当の作業量が考えられるため、まずは【資料4】①の(1)から(3)に絞ってまとめていくのはいかがか。(藤倉委員長)
- ⇒委員長案に同意。ただ、『(5)復興計画の対象地域』については記載できると考える。(大山議員)
- ⇒(5)を含めることに賛成。
- ⇒『(5)復興計画の対象地域』には早急に対応すべき箇所(例えば、出水期が近づいても手がついていない九十九川の浚渫)も含まれていると考える。優先順位が高い箇所については、具体的に工事名や実施時期を明記してほしい。 (関口議員)
- →経済建設分科会において、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」による河川の復旧計画は示されているものの、

具体的な工事においては業者が決まっていない等により、工事施行に至っていないとの説明があった。(斎藤議員)

- ⇒今後の進捗(出水期に間に合うか等)については、経済建設分科会において確認をしてください。(藤倉委員長)
- ・図1と図2の関係性は。図1で整理した事項は計画のどこに位置づけられるのか。また、A-3と A-4 は正に『復旧・復興計画(案)』そのものとなるようだが、A-1、A-2 は計画に策定の中に盛り込まれるのか。(蓮見議員)
- ⇒図1の『復旧・復興計画(案)』の部分(A-3、A-4)が図2となるイメージであり、この『復旧・復興計画(案)』は復旧復興スキーム全体の中に含まれている、というイメージ。図1を整理して埋めていった結果として、図2の内容が浮き彫りになってくると考えている。A-1、A-2についてもスキーム全体の中に盛り込まれる。
- ・他市の状況では、概ね1年かけて計画が作成され、その後は進捗管理しながら上書きしていく形をとっている。修正が常にあるということを前提に進めていけばいい。(坂本議員)

≪委員会勉強会について≫

- ・立教大学の長坂先生は、過去に防災科学技術研究所で研究員をしていて、現在は大学で防災研究をしている。実践 的なボランティア活動を研究しているところは非常に参考になる。(鈴木議員)
- ・勉強会の開催について、みなさんの考えを伺いたい。(藤倉委員長)
- ⇒議員研修会との兼ね合いも含めて検討すべきでは。(福田議長)
- ⇒計画案の作成には専門家の意見が大事である。今どんなことができるのか、どんな形が望ましいのかも含めて、こちらの取組を見てもらう必要があると思う。(大山議員)
- ・勉強会は災害対策特別委員会としての取組ということでよいか。(藤倉委員長)
- ⇒異議なし。
- ・開催時期はいつが適切か。(藤倉委員長)
- ⇒講師等の中身が決まっていない段階では開催時期は決まらない。会派ごとに意見を出し合うなどして、最終的には 委員長と副委員長に決めてもらうことでよいと思う。(中島議員)
- ⇒中間報告を受けての勉強会という形が望ましい。それが共通認識となり、それを受けて復興計画が作成できる。そう考えると7月後半か8月前半あたりがいいのでは。(蓮見議員)
- ⇒日程については、委員長と副委員長に一任。講師に関しては、会派ごとに推薦者を出してもらう。

(3) 中間報告について

- ・6月の中間報告は6月22日(月)の午後に取りまとめるということでよいか。(藤倉委員長)
- ⇒異議なし。その間の分科会での作業については、分科会ごとに日程調整して進めていく。

(4) 最終報告について

・最終報告は9月に行う。まとめ方については中間報告を踏まえて決定していく。

6月1日(月) 災害対策特別委 員会

≪勉強会について≫

1. 会派からの講師の推薦について

(きらめき 推薦者なし)(市民クラブ 推薦者なし)(明和会 推薦者なし)

(創和会 長坂俊成先生) ※防災研究所研究員を経て、現在、立教大学教授。防災ボランティアを研究。

(日本共産党 片田敏孝先生)※日本情報防災学会会長。過去、自治体の防災計画に携わる。

(黎明会 加藤孝明先生)※東京大学教授、安全システム学専攻。県内自治体の復興準備計画に関わる。

2. 日程について

候補日:6/25(木)、6/29(月)、7/2(木)、7/3(金)

⇒前回の委員会で日程は正副委員長一任となっている。上記候補日の中で、講師の都合と調整して決定する考え。

3. 講師の選定について

- ・時間が限られている中で、どういうことに主を置くかを考えて検討したほうが良い。(斎藤議員)
- ・短い期間にあっては、候補日に対応できる講師から探っていくことも考えたほうが良い。(中島議員)
- ・候補3人の先生を呼んで、パネルディスカッションをやったらどうか。そこに市民を呼べば有効なものになる。準備の都合上、日程は先送りになる。9/1の防災訓練にあわせてやるのもいいと思う。(鈴木議員)
- ・何のための勉強会なのか。単なる防災研修のためであれば1回呼べばいい。9月の最終報告を見据えるのであれば、継続してやっていくべき。その点を整理して、正副委員長から示してほしい。(中島議員)
- ・推薦した会派のそれぞれの思いがあるので、正副委員長と推薦した会派の代表で調整会議を開いて決めてはどうか。 (蓮見議員)
- ・復旧・復興計画を作らないと言っている執行部に、議会として示すものが執行部を動かしうるものになっているか。 そのアドバイスをしてくれる講師を選定するべき。(大山議員)
- ⇒皆さんの意見を踏まえ、推薦者を入れた調整会を開いて決めていくこととする。(藤倉委員長)

※勉強会の開催日に関しては、調整を行った結果、候補日に挙げられていないが 7/1 (水) に開催することとなった。

6月22日(月)

員会

≪中間報告≫

災害対策特別委 | ○各分科会より、【資料3】整理表、【資料4】①復興計画の内容(1)、(2)、(3)、(5)について報告。

※報告内容についてはタブレット SideBooks 内の資料参照

〔報告に対しての質疑・意見〕

- ・議会災害対応要領(案)と大規模災害発生時の行動マニュアル(案)について、総務分科会で作り上げていくのか、 全体で作り上げていくのか、委員長の考えと今後の方向性は。(中島議員)
- ⇒内容として議会全体の話になるので、別の場において、全体で話を進めていければと思う。(関口議員)
- ⇒良い例として『大津市議会BCP (業務継続計画)』があるので、参考にして作成を進めるべき。(堀越副委員長)
- ・報告事項には費用的な検討がされているのか。具体的な事業においては費用の検証を行っていないと、計画が一方 的なものになってしまうと考える。(斎藤議員)
- ・各委員会に共通する事項を考えてから、各委員会で掘り下げていく。(鈴木議員)
- ・議会としてのBCPを今後どうやって立てていくか、アイデアも含めて意見を出してほしい。(藤倉委員長)
- ⇒災害等によって議場が使用できなくなった時に備えて、リモートや屋外での議会運営が出来るように関係法令を見 直していくことが最優先ではないか。(鈴木議員)
- ・市の防災計画では災害時に復興計画を策定することになっている。中間報告を受けて最終報告を作る場合、市の復 興計画策定の枠組みと矛盾しないように議論していくべき。中間報告を出した今後の議論の方向性について、委員 長の考えを伺いたい。(蓮見議員)
- ⇒今後は7月1日に東京大学教授の加藤先生をお呼びして、復旧・復興をテーマにした研修を行う。(藤倉委員長)
- ・復旧・復興計画は基本的には執行部が作るものであり、議会単独で作っても実効性はない。執行部と一緒に考えな がら進めていったほうが良いのでは。(鈴木議員)
- ・市の復興計画策定の枠組みにあるように、中間報告に対して、学識経験者、有識者、住民代表から意見を聞くプロ セスも必要では。この中間報告は広く意見を求めるための基になると思う。(蓮見議員)
- ・今日出てきた『各分科会の中間報告の共通項の整理』については、正副委員長または連絡調整会議において整理し ていく。(藤倉委員長)
- ・今回の中間報告を見直したり追加したりしたい場合は。(鈴木議員)
- ⇒分科会の枠を超えて気づいた点や意見等については、事務局から word 形式の「【資料3】スキーム策定の整理表」 を送付するので、加筆して事務局に返信してほしい。(藤倉委員長)

6月23日(火) 分科会連絡調整

会議

①研修会について

- ・先生への質問は6月26日(金)正午までにメールで事務局へ
- ・研修の冒頭で各分科会から加藤先生へ情報提供(各分科会委員長から取組について説明)
- ・服装は防災服で挑む
- ・8月中旬から下旬あたりで2回目の研修会開催を想定
- ②議会BCPの策定について
- ・総務分科会からの提案として進める → 素案を8月4日(火)に全体会を開いて提出する方向で検討 大津市のBCPを参考に作成(概要版)
- ③復旧・復興スキームは予算も考えて意見(項目)出しが必要か?
- ・事業(計画)と予算は切り離せないので出来る範囲で対応
- ・実現の可能性も含めて予算の検証は必要
- →前提として議会には予算発案権はないので、表現の仕方等を工夫しながら、予算にこだわり過ぎない方向で必要な 意見を出していく。
- ④共通事項整理 → 整理までに時間をもらう
- ⑤議会だより・HP掲載資料について → 各分科会で活動写真を準備していただく

7月1日(水) 研修会

『東松山市災害対策特別委員会研修会』

- 1. 開催日時 令和2年7月1日(水) 午後3時00分より午後5時00分
- 所 市役所本庁舎3階 議場 2. 場
- 3. 講 師 東京大学 生産技術研究所 教授

東京大学 社会科学研究所 特任教授 加藤 孝明氏

4. 研修テーマ 「災害に強いまち東松山」を創るための復旧・復興計画のあり方

7月2日(木)

経済建設分科会

○現地視察

- ・令和元年東日本台風による堤防決壊箇所 (7か所)
- 県管理区間 1. 都幾川右岸 2. 都幾川右岸(霞提) 3. 新江川右岸山王樋管上流部
- 国管理区間 1. 都幾川左岸 2. 都幾川右岸(霞提) 3. 都幾川右岸小剣樋管上流部

 - 4. 越辺川左岸九十九川水門上流部
- ・河川管理者から復旧事業の進捗説明

- 7月15日(水) | (1) 今後の進め方について
- 分科会連絡調整 | ①議会BCPについて 会議
 - ・現在、総務分科会にて素案を作成中。7月31日(金)に分科会を開催して内容確認。8月4日(火)の災害対策特 別委員会全体会で素案を報告。
 - → 実効性のあるBCPにするため、災害対応記録票等を参考に、議会が実際にどう対応したかを現行のマニュアル と対照しながら検証を行ってほしい。(藤倉委員長)
 - → BCPに一番必要なのは、議場以外で会議が開けるように会議規則を改正すること。(鈴木委員)
 - ②中間報告の見直し点や追加点について
 - ・担当分科会の枠を超えて気づいた点や意見等について、事務局から word 形式の「【資料3】スキーム策定の整理表」 を送付するので、加筆して7月27日(月)までに事務局に返送。
 - → 意見等は会派でまとめて出してもOKか。(関口委員)
 - ⇒ 21名で構成している特別委員会であるので、意見等は委員各々であげていただければと考えているが、会派で まとまるのであれば、会派としてあげていただいてもOK。(藤倉委員長)
 - → 事前対策の欄に「検証としてのタイムラインの作成」を追加するべき。(鈴木委員)
 - ③中間報告の共通事項の整理
 - ・【資料3】及び【資料4】中の共通事項を黄色く色づけして整理。
 - ④最終報告のまとめ方(案)
 - ・執行部に対してどうアプローチしていくか、議会としてどう対応していくか、二つの方向性をもって協議していく。
 - → 執行部へは、条例、決議、要望などの選択肢を視野に入れながら全体会で協議していく
 - → 議会の対応としてはBCPを作成する方向
 - ⑤最終報告に向けての今後の進め方
 - ・8月4日の全体会で最終報告の形を協議。
 - ⑥ 8 / 4 (火) の全体会に向けて
 - ・総務分科会 7月31日(金) 議会BCPの検討会 → 全体会で素案提出
 - ・経済建設分科会 7月31日(金) 市内の被災施設の現地視察
 - ⑦第2回研修会について
 - ・8月18日(火)か8月25日(火)に第2回目の研修会を開催する方向で調整中。
 - ・研修内容については8月4日(火)の全体会で協議。

7月31日(金) 総務分科会

- (1)中間報告(【資料3】スキーム策定整理表)の最終確認について
- ⇒担当分科会の枠を超えて気づいた点や意見等があったため確認
- (2) 東松山市議会BCP(案) について
- ⇒堀越委員が作成した素案を確認。8月4日の全体会に提出し、委員全員から意見等を出してもらう。
- ・【P5】対策本部の名称「災害対策支援本部」… もっと相応しい名称があれば意見を。
- ・【P8】命令・指揮 … 現行の災害対応要領に合わせる。
- ・【P10】議会事務局職員の体制 … 災害時に事務局職員は局長、局次長を除き避難所対応にあたる。体制として十 分かどうか。場合によっては事務局として従事できるよう執行部へ要望する。
- (3) その他

地域防災計画の「第3章 災害復興 第4 震災復興計画の策定(P249)」について

- → 議会として何らかの見解を示さなければならないのでは (水害も含めた復興計画の提案)。ただ、全体に関わる 話なので総務分科会だけで議論していいものか。(蓮見委員)
- → 議会として要望をしていくべき。(堀越委員)

7月31日(金) | ○ (現地視察) 経済建設分科会

- ・令和元年東日本台風で被害を受けた市の施設等
- 1. 高坂市民活動センター 2. 南地区体育館 3. 西本宿不燃物等埋立地
- 4. 水道庁舎 5. 市営諏訪下住宅 6. 市野川左岸総合福祉エリア西
- 7. 旧大岡公民館北
- ・執行部から被害状況、復旧事業の進捗説明

8月4日 (火) 災害対策特別委

員会

- (1) 3月19日に提出した緊急要望に対する回答
- →(危機管理課)東日本台風からの復旧復興については、国・県・本市を含む関係市町などが連携し、「入間川流域緊 急治水対策プロジェクト」として治水対策を推進するとともに、市として取り組むべき事業については、総合計画・ 後期基本計画などに位置づけ、計画的な防災・減災対策を進めていく。生活再建に係る被災者の意見等については、 被災者生活再建支援室において対応し、必要に応じ庁内関係機関と共有しながら支援を継続していく。

地域防災計画の改訂にあたっては、令和元年東日本台風の検証作業を踏まえた内容を反映させるとともに、ハザ ードマップの修正においては、国や県の浸水想定区域図の公表内容を反映させ、また東日本台風の浸水記録を掲載 するなどを予定している。

復旧復興計画については、現在の市の総合計画や地域防災計画の策定時期を勘案すると、市の最上位計画である

総合計画に防災対策を明確に位置づけ、これを受けて地域防災計画に細目を定めることが復旧復興を進めるうえで望ましい行政計画のあり方と考えている。

- (2) 被災者生活再建の状況
- → (被災者生活再建支援室)
- ○被災世帯の状況(7月31日時点)※居住実態のない空家・非住家を除く622世帯

【現在の居所】

市外30世帯(建設購入2、賃貸再建5、公営住宅0、施設2、賃貸9、親戚等12)

市内592世帯(建設購入2、同所504(うち補修済み435)、賃貸再建30、公営住宅0、施設5、賃貸38、 親戚等13)

【再建の意向】

建設購入(現地) 21、建設購入(他所) 16(うち市外3)、補修520、賃貸46(うち市外5)、親戚等の家に 転居9(うち市外1)、検討中10

○公費解体について

令和2年1月14日(火)より受付開始(申請期間は9月30日まで)

申請書受理件数64件(公費解体54件、自費解体10件) ※工事完了はこのうち4件

- (3) 災害対応検証及び防災計画等改定支援業務の進捗状況と今後の予定の確認
- → (危機管理課) 令和2年度から3年度までを期間とし、災害対応の検証作業、地域防災計画の改定、業務継続計画の改定等について株式会社MJCに委託している。今後、項目を4つに区分して進めることとしており、1件目が災害対応検証、2件目が地域防災計画の改定、3件目が業務継続計画の改定、4件目が災害時職員行動ハンドブックの修正。現在は1件目の災害対応検証を進めており、これまで各課、担当職員から提出のあった資料や、7月に実施した職員向けヒアリング等から各業務の対応状況や課題点等を整理している。今後はこれらを取りまとめ、年内に検証報告を行う予定。その他3項目は、地域防災計画及び業務継続計画の改定は本年度後半から着手、災害時職員行動ハンドブックの修正は翌年度から着手し、令和3年度にそれぞれ業務を完了する予定である。
- (4) 経済建設分科会からの報告 (7/2、7/31現地視察)

中島委員長より報告

7月2日(木): 令和元年東日本台風による堤防決壊箇所(7か所)

7月31日(金):被災した市の施設(4か所)

(5)総務分科会からの報告(市議会BCPについて)

関口委員長より報告

「東松山市議会BCP(業務継続計画)」の素案を作成、今後は全委員で協議し、最終的に議会としてまとめる。

- → word データを全委員に配信。加筆修正して事務局へ。
- (6) 7/27締切りの意見等を反映した各分科会による復旧復興スキーム策定整理表について

担当分科会の枠を超えて気づいた点や意見等を反映させた整理表の確認

- ⇒ それぞれの分科会において適宜バージョンアップしていく
- (7) 第2回研修会について (開催日:8/18 (火))

講師の都合を踏まえ、開催日を8月18日(火)に決定。

・研修テーマ(内容)について … 復興準備計画(復興イメージトレーニング)(藤倉委員長)

対策の具体的事例を挙げてもらい、それに対して質問していく方式(鈴木委員) 東松山市での計画を全部説明してアドバイスをもらう(坂本委員)

東松山の中心市街地で水が溢れた場合のシミュレーション(鈴木委員)

- ⇒ これらの意見を踏まえて、委員長と講師で相談して決定する。
- (8) 9月のまとめ方について

まとめ方について (どういう形でまとめていけばいいか)、各委員にて私案を練っていただきたい。(藤倉委員長)

(9) その他

八代市への職員派遣は防災計画に盛り込まれているのか。(鈴木委員)

→ ウォーキングを通じて交友のある都市へ緊急的に物資を支援するためのもので、防災計画に盛り込まれているものではない。

8月4日(火) 厚生文教分科会 協議会

・厚生文教分科会としての復旧・復興スキーム策定整理表について協議

(整理表の事前対策・応急対策・復旧復興対策の箇所に委員の意見を加え、最終版を作成)

・執行部の現状とかけ離れたスキームにならないよう、8月21日(金)に災害対策特別委員会厚生文教分科会を開催し、本日作成した整理表について執行部に現状の取組状況を確認することとする。

8月18日 (火) 研修会

『東松山市災害対策特別委員会 第2回研修会』

- 1. 開催日時 令和2年8月18日(火) 午後2時30分より午後5時00分
- 3. 講 師 東京大学 生産技術研究所 教授

東京大学 社会科学研究所 特任教授 加藤 孝明氏

4. 研修テーマ 「市民の命・生活・財産を守るために!」 一次の災害にいかに備えるか 一

8月21日(金) 厚生文教分科会 【復旧・復興スキーム策定整理表記載事項に関する執行部の取組状況調査】

1 市民病院

- ①防災計画の見直し: 東松山市地域防災計画は、令和2年度、3年度の2ヶ年で委託業務により危機管理課が主導で 見直しを行います。具体的には現在、同委託業務の中で、災害対応検証を実施しております。この検証結果を踏ま え防災計画見直しを行います。
- ②BCPの見直し: BCPについては、地震を想定したものを病院独自で策定しておりますが、本年度、国の補正予算を活用し、既存計画を感染症対策を踏まえた内容への見直しを図ります。
- ③比企医師会との連携の検討:市民病院としては、発災後も入院患者のケア、外来の継続を実施してゆくことが大きな役割であると考えております。その中で、市民病院の医師の支援という観点で比企医師会との協力が得られるものかについては、今後、地域防災計画の見直しのなかで検討してまいります。
- ④医師の居住地の確認と災害時の出勤可能性の検討:非常勤医師を含め、住所地と交通手段については、把握しており、発災時の登院の可否については、検討しております。災害、特に地震については、発災の時刻によって対応が変わってまいります。帰宅が困難になった職員のため、旧看護師宿舎の2部屋を宿泊施設へ改修を行い、対応はしております。
- ⑤トリアージなどの災害時を想定した訓練は実施しているか:トリアージ訓練は、平成26年度から29年度は実地訓練を行いました。平成30年度は机上訓練を行いました。平成31年は、新型コロナウイルスの関係で未実施です。今年度は、新型コロナウイルス対策を踏まえたトリアージ訓練を行う予定で検討しています。
- ⑥備蓄品や災害備蓄品の確認は実施しているか:確認については、適宜実施しています。備蓄品については、リスト を作成し、必要な物品の見直しを行っています。
- ⑦災害現場での対応の確認は実施しているか:市民病院は、地域防災計画上では救急医療機関としての役割を担って おり、院内で救護活動、診療を行うことが想定されているため、災害現場での診療行為は想定していません。ただ、 令和元年東日本台風の際は、院長を含め看護師による避難所訪問を実施しました。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策は実施しているか:新型コロナウイルス感染症に対する対策としては、通常の診療においては、入館者への検温の実施、待合でのソーシャルディスタンスの確保など様々対応をしています。地震など災害時への対応については、今後BCPの策定のなかで検討してまいります。
- ⑨仮設診療所や巡回移動診療所の設置・開設は検討しているか:市民病院としては、院内で救護、診療が中心になります。仮設診療所や巡回移動診療所の設置については、市長部局の所管です。
- ⑩健康診断やメンタルヘルスケア計画の用意はしているか:労働安全衛生法に基づき、健康診断、ストレスチェックを実施しています。昨年度は、管理職向けのメンタルヘルス研修を実施しました。個別のメンタルヘルスケア計画といったものは予定しておりません。
- ⑪タイムライン(防災行動計画)は策定しているか:BCPの見直しと共に、作成する予定です。
- ⑩災害状況等の把握はどのように行うか:事務部長が市の災害対策本部のメンバーになっているので、情報を迅速、 的確に病院に伝える。必要に応じて、保健センターやその他関係機関と情報共有を図ってゆく。
- ③応急救護所の開設や病人・負傷者の受入れ体制はどのように行うか:院内に院長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害レベルの判定と共に診療体制の決定を行い、傷病者受入の可否を判断することになります。
- ④医療従事者の心身のケアや、遠距離通勤をしている医療職員が発災時に院内にとどまってもらうための宿泊場所の 確保や職員用の非常食の備蓄といった環境整備を実施しているか:旧看護師宿舎の2部屋を改修済みで、非常時の 宿泊施設として利用できます。また、病棟の空き病床や予備の当直室を臨時的に利用することも可能です。職員用 の非常食としての備蓄については、拡充する予定です。
- ⑤地震と風水害、感染症対策を切り分けて災害対応計画を作成していますか。また、災害が複合的に発生した際の対応も考えているか:本年度の BCP 見直しにて、地震・風水害・感染症対策の3部構成で作成し、複合的な災害にも対応するべく検討しています。
- ⑩比企医師会との連携を強化し、災害対策を行う協定に基づく具体的な行動計画は策定しているか:市民病院としては、発災後も入院患者のケア、外来の継続を実施してゆくことが大きな役割であると考えております。その中で、比企医師会との協力が得られるものについては、今後、地域防災計画の見直しのなかで検討してまいります。

2 健康福祉部

- ①防災計画の見直し:市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。健康福祉部としては、全体の見直しにあわせて所管事項を修正すべく作業を進めております。
- ②BCPの見直し:市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。健康福祉部としては、全体の見直しにあわせて所管事項を修正すべく作業を進めております。
- ③新型コロナウイルス感染症対策は実施しているか:介護施設、福祉サービス事業所等の関連施設には、国や県の通知に基づく感染症対策の徹底を要請しています。また、発災時の感染症対策につきましても、福祉避難所の開設準備訓練等の機会を捉えて周知徹底してまいります。
- ④福祉施設と行政との協力関係構築のため、毎年出水期前に福祉避難所の運用・開設ルール等は定めているか:現在、福祉避難所となる施設、事業所との間で顔の見える関係を構築し、円滑な意見交換を進めるため、本年2月から連絡会議を設置しております。現時点では、コロナ禍において、予定通りには進んでいない状況ですが、出水期前には、福祉避難所に対しアンケート調査を行うなどの対応も進めています。今後も福祉避難所担当者との定期的な協議の場を継続させながら、現行の福祉避難所運営マニュアルを必要に応じて順次、改訂してまいります。

- ⑤感染症問題がある中で風水害が発生した状況を想定し、トータルで避難所を選定しているか:収容人員の増加、分散避難の実施を目的に、指定避難所、一時避難場所の増設が行われました。それに伴って、福祉避難所の選定(増設)につきましても、改めて検討する必要があると考えております。
- ⑥ケースワーカーの巡回による新規要保護者の早期発見計画は策定しているか:早期発見計画は策定しておりませんが、被災者に寄り添った相談体制を整備してまいります。
- ⑦ケアマネジャーによる避難行動要支援者の認定制度の導入を検討しているか:避難行動要支援者に対する個別計画 の策定に関しましては、当事者と日常的に関わりのあるケアマネジャーに関与していただけるよう、関係機関(介 護支援専門員連絡協議会)と協議を行っております。
- ⑧タイムライン(防災行動計画)は策定しているか:市のタイムラインは既に策定されています。健康福祉部が定める事前行動についても、常に検証しながら、内容の充実を図ってまいります。
- ⑨災害状況等の把握はどのように行うか:健康福祉部では、所管する公共施設(指定管理者が管理する施設)、民間事業者ともに、市との間で緊急連絡体制を整備しています。これらの機能を活用した上で、被害状況の確認を行います。また、在宅の要配慮者につきましては、サービス利用者はサービス提供事業者等に、サービス未利用者は避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員等に被害状況の把握を可能な範囲で要請したいと考えています。
- ⑩妊産婦・障害児者へはどのように対応するか:妊産婦、障害児者ともに市で全数を把握しています。避難行動要支援者名簿への登載すべき要配慮者かどうかを改めて判断した上で、優先した対応が必要な場合には、協力団体へ支援を要請するなど適切に対応してまいります。
- ①要支援者、高齢者、障害者が安全に避難できる場所を開設するか。開設が困難な場合、指定避難所において弱者の 視点に立った受け入れ体制を構築しているか:要配慮者の一次避難先は、原則、指定避難所若しくは一時避難場所 になります。指定避難所、一時避難場所では福祉避難スペースを設置し、要配慮者の利用に備えます。それでも難 しい場合には、福祉避難所への移送を行います。そのような避難行動が難しい場合には、予め医療機関や福祉施設 への入院・入所を検討していただくことが必要と考えております。
- ②高齢者や障害者の方への福祉的配慮から、発災と同時にエアコンが設置されている学校の教室棟を使用することについて検討しているか。その際、感染症の対応が必要な場合には、密接な空間を避けるために、複数の教室に分散して避難するような対応はとっているか:学校の教室棟利用については、福祉的配慮若しくは、感染症対策の観点から積極的に活用することを想定しております。
- ③保健師等の訪問による被災者の精神的ケアは実施しているか:実施しております。令和元年東日本台風の際には、 避難所巡回、自宅訪問、電話による健康相談等を複数回実施し、被災者の心に寄り添った対応を行っております。
- ⑭福祉施設の復旧にはどのように取り組むか:被災の程度によって、適用される法律、補助制度等が異なりますので、 最新の情報を適切に把握した上で迅速に対応してまいります。
- ⑤令和元年東日本台風の際、登録名簿が活用されなかった理由について検証している。また、要支援者登録についても、改めて精査しているか:登録名簿が活用されなかった主な理由としては、名簿掲載者の妥当性に疑問がある、名簿の活用方法が明確でないなど、名簿を受け取る側の不安が取り除かれていないことも挙げられると考えています。今後、避難行動要支援者名簿を作成、活用するにあたっては、改めて対象となる条件を精査し、その活用方法を整理した上で、自治会長や民生委員の理解を求めながら、関係機関に適切に配布していく予定です。
- ⑩部課長など権限を有する職員が、避難所の巡回もしくは指揮監督に当たるような配置体制を構築しているか:今年度の災害対策動員計画におきましては、各部が所管する発災時業務への影響も配慮しつつ、管理職職員の配置を進めております。
- ⑪どのように被災者の精神的ケアに取り組むか:これまでに保健師が直接訪問、若しくは、電話による相談等を実施 した被災者、家庭に対しては、その後の健康状態等を確認するなどのフォローを適切に実施しております。
- ⑱名簿の有効な活用方法についての検討はしているか:検討しております。
- (9)民生委員、自治会長、ケアマネジャー、障害者支援事業所、地域福祉コーディネーターへの名簿の配布は検討しているか:検討しております。避難行動要支援者名簿の作成、提供から個別計画の策定に至るプロセスにおいて、関係機関と十分な意見交換を行いながら、実効性のある仕組みを構築していきたいと考えております。

3 社会福祉協議会

- ①防災計画の見直し:市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。社会福祉協議会に関連 する項目についても、全体の見直しにあわせて修正してまいります。
- ②BCPの見直し:市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。社会福祉協議会においては、市全体の見直しにあわせて、所要の見直しを行うよう調整してまいります。
- ③災害ボランティアの受入れ体制の見直し:令和元年東日本台風の対応を踏まえて、一部内容の見直しを行っております。
- ④新型コロナウイルス感染症対策は実施しているか:ボランティアセンターの運営における感染症対策につきましては、市の指定避難所の運営方法に準じて対応することとしております。
- ⑤市、社会福祉協議会、ボランティアによって構築された協力関係を維持できるように、年間を通じた「協議の場」は 設置しているか:今後、市としても設置に向けた調整を行ってまいります。
- ⑥タイムライン(防災行動計画)は策定しているか:市のタイムラインに準じて策定を予定しております。
- ⑦災害状況等の把握はどのように行うか:市と常に連携を図りながら、被害状況等を迅速に把握いたします。
- ⑧どのように災害ボランティアセンターを発足させ、運営するか:災害ボランティアセンターは、市災害対策本部の 要請に基づき、設置いたします。運営につきましては、市及び県社協等の応援、協力を得て行ってまいります。

- ⑨ボランティアを最大限活用させていただくようなスケジュールやプログラムはできているか:災害ボランティアセンターでの活動に参加していただいた方の中から、今後もボランティアとして活動を継続したいと思われている方を登録する仕組みを構築いたしました。以後、ボランティア派遣の要請があった場合には、これらの登録者を派遣することで、迅速かつ適切な対応ができるものと考えております。
- ⑩どのように被災者の生活支援を行うか:現状では、市の生活再建支援室との連携を密にしながら、ボランティア派 遣の調整等を行っております。
- ⑪災害ボランティアセンターをどのように運営するか:派遣ニーズの量や質の変化を見極めながら、適切なマッチングを行ってまいります。
- ②実際の対応状況や課題を検証しつつ、運営マニュアルの適切な見直しを進めているか:災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアルの見直しを既に行いました。
- ③ボランティアセンターの活動を取りまとめ、各地区において報告会を開催し、ボランティア活動の裾野を広げるような取組はしているか:コロナ禍で予定通りには実施できておりませんが、本年度、各地区において災害ボランティアセンターの活動報告会を開催する予定です。

4 教育部

- ①防災計画の見直し:令和2年度、3年度の2ヶ年で委託業務により危機管理課が主導で見直しを行います。
- ②BCPの見直し: 先ほどの地域防災計画と併せて、危機管理課が主導で見直しを行います。
- ③各学校の指示系統の見直し:見直しを実施しています。
- ④各学校の防災計画の見直し:見直しを実施しています。
- ⑤各学校との連携や把握状況の見直し:見直しを実施しています。
- ⑥通学路の安全性の確認:確認しています。
- ⑦避難所としての学校施設の機能確認や強化をしているか:避難所としての利用も予定されております特別教室への 空調機設置及びトイレの洋式化等の改修を実施し施設の環境改善を行いました。
- ⑧避難所における新型コロナウイルス感染症対策はしているか:危機管理課の主導により、各小・中学校を含む各避難所については、「感染症予防スペース」、体調不良者のための区画を設置することとしています。
- ⑨従来の風水害対策を盛り込んだマニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、国や県の示す 具体例に則った適切なマニュアルを準備し、避難訓練等で活用しているか:危機管理課にて、「避難所における感染 症対策マニュアル(令和2年7月)」を策定しており、避難者の受付時の体温測定や手指消毒の徹底、また体調不良 者のゾーニング等について手順を規定しております。避難所の開設訓練はマニュアルに基づき実施しております。
- ⑩タイムライン(防災行動計画)は策定しているか:全庁的なタイムライン(各部の対応)については危機管理課にて 策定済みです。
- ⑪災害状況等の把握はどのように行うか:教育部が所管する小・中学校等の施設が被害を受けた際は、当該施設の職員等から教育部の所管課へ報告されます。その後、各施設の被害状況をとりまとめたのち対策本部へ報告します。
- ⑩一時避難場所及び避難所等は開設するか:本部事務局の避難発令に基づき避難所等を開設します。
- ③児童・生徒・職員の安全確認や保護者との連絡・連携はどのように行うか:災害発生後、速やかに電話やメール等に て行います。
- ④教育施設の復旧についてはどのように取り組むか:被害を受けた施設につきましては、現場確認ののち危険性や緊急度に応じて、施設の復旧を行います。設備の一部破損などの比較的軽微なものについては速やかに修繕等の対応をいたします。今回の南中学校のような大きな被害を受けた場合は、応急措置と並行して、国・県と連携し復旧事業を進めてまいります。
- ⑤小中学校児童生徒に対する学習支援はどのように実施するか:通常の授業を再開できるまでは、被害の状況に応じて、教室の一部を学習の場として開放したり、家庭における学習を支援するための学習プリントの提供を行ったりします。また、被災によって失われた学習用具を支給するなどの支援も行ってまいります。
- ⑩各学校が設けている災害マニュアルについて、震災時、風水害時、感染症の蔓延等、様々な場合を想定し、マニュアルを見直しているか:見直しを実施しています。
- ⑩避難所等の環境の検証及び改善は行っているか:危機管理課にて、避難所の床等に敷くマットを今年度購入いたしました。また、避難所に要配慮者のためのスペース及び感染症対策として体調不良者のスペースを設けるなど、避難所の区分けを行うことといたしました。
- ®体育館へのエアコン設置等、さらなる環境整備は進めているか:体育館への空調機設置の予定は現在ありません。 また、特別教室への空調機設置についても現在、新たな計画はございません。小・中学校の体育館へのテレビ視聴 環境の整備につきましては、危機管理課が今後、学校と調整してまいります。
- ⑨教室棟を使用する場合に備えて、運営方法について各学校と協議しているか:災害時における小中学校の避難所としての利用を定めた「災害時学校施設利用計画」を全ての小・中学校で策定済みです。今年度、「感染症予防スペース」や第一次開放時から校舎内の指定のトイレを設けるなどの計画の見直しを行った際に、各学校及び危機管理課と協議を行っております。

5 子ども未来部

- ①防災計画の見直し:地域防災計画につきましては、危機管理課が主導で令和2年度、3年度の2か年の業務として 見直しを行っております。
- ②BCPの見直し: BCP につきましては、地域防災計画と併せて危機管理課が主導で見直しを行っております。

- ③新型コロナウイルス感染症対策は実施しているか:現時点において、保育園や子育て支援施設の利用、各種子育て支援事業については、検温や健康観察、こまめな消毒、職員のマスクやフェイスシールドの着用、施設利用の人数制限、また、保育園給食時における並列での着席やソーシャルディスタンスの確保をはじめとする「新たな生活様式」への配慮を行い、感染症対策予防をしています。災害時においても、現在行っている予防策を取り入れます。また、発災時は危機管理課の主導する感染症に配慮した避難所の運営に従います。
- ④保育園・こども園・学童保育等の防災及び危機管理について確認しているか:市内の保育施設及び放課後児童クラブについては「危機管理マニュアル」並びに、ハザードマップの浸水想定区域内の施設には「洪水時の避難確保計画」が、子育て支援センターソーレ・マーレについては、指定管理者により「危機管理及び事故発生時対応マニュアル」が整備されています。各施設ではマニュアルに従い、避難訓練や引渡し訓練の実施、災害時や感染症への対応など、日ごろから危機管理を意識した運営に取り組んでいることを確認しています。
- ⑤タイムライン(防災行動計画)は策定しているか:全体的なタイムライン(各部の対応)について、危機管理課にて 作成済みです。
- ⑥災害状況等の把握はどのように行うか:市内の保育施設、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどについては、 施設の管理者に対して、まずは、電話等により被害状況等を確認しています。電話等で連絡がつかない場合は職員 が直接現地に行って被害の程度を確認します。
- ⑦無料の一時保育及びその継続といった、被災家庭乳幼児の保育に対する配慮はあるか:家財を片づけるためなどの無料の一時保育については、発災直後の10月16日より「まつやま保育園」「わかまつ保育園」で実施し、現在まで延べ172人の方が利用しています。利用期限は現在のところ定めていませんが、6月18日を最後に、その後の利用はない状況です。その他の被災家庭への配慮ですが、認可保育施設、認可外保育施設及び放課後児童クラブを利用する児童の保育料を罹災程度に応じて減免いたしました。また、子育て支援センターソーレ・マーレについては、被災者の入館を無料とするとともに、利用する子どもの年齢を小学生まで拡大し、現在も継続しています。

8月24日(月) 分科会連絡調整 会議

(1) 9月のまとめ方について

まとめ方の案として『市民の命・生活・財産を守るために災害に強いまち東松山を創る』を提示

- → これまで積み上げてきたものを整理するもの。項目建てについて了承していただければ、全体会に諮って協議しながら完成させていきたい。(藤倉委員長)
- ・スキーム整理表を活かして作るようなまとめ方を。(鈴木委員)
- ・執行部がやること(事業・計画など)と議会がやること(要望・提言など)を区別するべき。(堀越委員)
- ・3月19日の緊急要望に基づいて記載しないと調査事項との整合性が取れないのでは。(高田委員)
- ⇒ 項目建てについてはOK。埋められる項目を埋めて、8月27日(木)の全体会の協議資料とする。
- (2) 9月1日の全体会について
- ・緊急要望に対する回答:8月26日までに書面回答 → 当日中に委員全員にメール配信 → 27日全体会
- ・質疑は、①前文 → ②総務 → ③厚生文教 → ④経済建設の順で、区切って行う。
- ・緊急要望に関する質疑に限る。
- ・数字の確認が伴うような、答弁に際し執行部で準備が必要と思われるものは事前に事務局へ。

8月25日(火) 総務分科会

○東松山市議会BCP (案) について

修正案の確認:各委員から出された意見を「反映できたもの」、「反映できなかったもの」に分類

⇒ 「反映できたもの」… 主に文言修正 「反映できなかったもの」… 『検討課題』として継続協議

8月27日(木) 災害対策特別委 員会

(1) 各分科会からの報告

【総務分科会】

市議会BCPの修正案(委員から頂いた意見を反映させたもの ※前日にメール送信済み)の確認

→ 内容を確認のうえ、追加修正等あれば9月10日(木)までに事務局へ連絡 修正を反映させた最終的なものを原案として提出

【厚生文教分科会】

8月21日(金)分科会開催… 復旧復興スキーム策定整理表をチェックリストとして執行部に聞き取り調査 今後も継続的にこのリストに従って調査を続けていく

(2) 9月1日全体会の進め方について

緊急要望に対する書面回答の内容確認、9月1日全体会の進め方について委員長より説明

- ・質疑は、前文 → 総務 → 厚生文教 → 経済建設の順で、区切って行う。
- ・緊急要望に関する質疑に限る。
- ・数字の確認が伴うような、答弁に際し執行部で準備が必要と思われるものは事前に事務局へ。
- (3) 9月のまとめ方について

まとめ(案)の確認 … 8月24日の分科会連絡調整会議において項目建てについては了承(全体会でも了承) 今後は全体で協議をしながら項目を埋めていく

次回全体会(9月7日)までに分科会の欄を記入する

→ 次回開催日について、後日9月8日に変更となった。

9月1日(火) 災害対策特別委 員会 (1) 3月19日提出緊急要望に対する令和2年8月26日付け回答について

質疑

《総括について》

蓮見委員:市として復旧・復興計画を策定することは考えていないとのことであるが、地域防災計画の中の復興計画 で、震災の復興計画は策定すると記載があった。今回は水害なので該当しないとのことだが、水害の復興 計画を策定することを地域防災計画に入れなかった理由は何か。

高荷室長:地域防災計画は国の防災計画や県の地域防災計画と同様に記載したものである。

蓮見委員:国、県の記載に従ったとのことだが、それにしても震災は復興計画作るが水害は項目になかった理由は。 市としての判断はなかったのか。

高荷室長:国・県にならったもので、市も同様のつくりをしている。水害の記載がないが、大括りに災害ということなので大規模な災害により地域が大きく被災した場合、という規定であり、水害で全市的な被害が生じた場合は大規模な被害と規定されることもあると思う。

蓮見委員:令和元年東日本台風による水害は大規模ではないという認識か。

高荷室長:今回の台風の被害は甚大だったが局所的であったため、大規模ではないと判断した。

総務分科会要望

《防災計画・ハザードマップについて》

斎藤委員:地域防災計画は令和2年度から3年度の2か年で見直しを行う、とある。途中経過等の進捗は教えていただけるのか。また、ホームページを見ると以前のハザードマップが掲載されている。市民への周知はいつされるのか。

高荷室長:見直しは、大きく分けて①災害対応検証、②地域防災計画の改定、③業務継続計画の見直しの3つがある。 ①は、12月までのスケジュールが組んであるが、できるだけ早い作成を目指している。②と③は令和2 年度の後半から令和3年度にかけて実施する。新しいハザードマップは6月の補正予算で計上し、現在は 委託業者の選定手続を進めている。完成は令和3年の3月を予定している。

斎藤委員:区切りがつけば議会への説明はしてもらえるのか。

高荷室長:災害対応検証については冊子を作成する予定なので、完成したら皆様に配布やホームページでの公表をすることになる。

斎藤委員: 東松山市は局地的な被害だったので、全体の市民に注意喚起するためにも検証して市民に知ってもらうことは大切なので、それも踏まえて検討してほしい。地域防災組織を含めて普及させていくことが大切だと思う。

田中委員:新たな民間協定の締結というのは、リモートセンシング技術センターのことか。

高荷室長:同センターとは令和2年6月29日に協定を締結している。自家用車を利用して車中泊する方の避難場所 の確保も、令和2年7月6日に㈱リクシルビバ(ビバモール)、令和2年6月12日に埼玉県公園緑地協会 (こども動物自然公園の駐車場)と協定を締結している。

田中委員:駐車所ごとに地域を振り分けることは考えているか。

高荷室長:地域を区切ることは考えていない。9月号の広報誌で周知している。その他、チラシを浸水区域の住民に 配布する用意を進めている。

田中委員:容量的には十分と考えているか。

高荷室長:ビバモールが1010台、こども動物自然公園が470台、岩鼻運動公園の駐車場が180台、合計1660台を確保している。今後も人員を貼り付けねばならないといった問題もあるが、一時的な避難場所としての駐車場を確保できるなら増やしていきたい。

鈴木委員:物見山の駐車場、平和資料館の駐車場、ピオニウォークの駐車場(農業機械を置きたいという要望が早俣 地区の方から出ていた)は検討しているのか。

高荷室長:人員の課題等あるが、運営できるなら協定の締結も視野にいれて検討していきたい。

《避難所について》

田中委員:避難所として指定されている施設で雨漏りが発生したのはどこか。補修は行われているのか。

高荷室長:雨漏りがあったのは、松山第一小学校の体育館、桜山小学校の体育館、市民体育館、唐子地区体育館である。現在、補修計画を検討している。

運見委員:避難所と指定されている体育館には空調を設置するなどして環境整備を進める必要がある、と要望しているが、回答にはこれに関する記載がない。厚生文教の「指定避難所の運営について」の回答の中で学校施設として、設備の優先順位から整備が困難と答えている。学校施設としての体育館と、避難所としての体育館とは観点が違うと思うが。

副 市 長:体育館の空調整備については、市長部局も教育部局も設置が難しいと考えている。学校施設の中で優先順位の中で進めていきたい。

《防災訓練について》

井上委員:市民の避難行動の分析結果はいつ頃でてくるのか。3月のハザードマップの配布と併せてではなく、台風 シーズンに合わせてマイタイムラインを配布してほしい。

高荷室長:東京電機大学に依頼中。コロナの影響で生徒が来られないこと等により作業が遅れているが、10月末には結果が出る予定となっている。ハザードマップを待たず、マイタイムラインの作成も浸水区域の住民への配布とあわせて考えている。

《その他》

斎藤委員:被災者からすると、抱える課題をどこに相談してよいか分からないこともある。生活再建支援室で一元化 して相談に乗ってほしい。最終的に取りこぼしがないようにしてほしい。

高荷室長:被災者生活支援室では、被災者に寄り添い、直接の担当ではない相談も受け、担当課に繋げている。

厚生文教分科会要望

《福祉避難所について》

斎藤委員:福祉避難所の基本的考え方について。入居者がいる中で受け入れようとしているのか。また、福祉避難者 というが、どういう方を対象にしているのか。

今村部長:各施設の空きスペースを使って設置することを考えている。障害のある中でもこだわりの強い方、高齢者の方等であっても、特性にあった受入ができる施設を考えていきたい。

経済建設分科会要望

《水害ハザードマップについて》

斎藤委員:ハザードマップはどのように市民に公開されているのか。

高荷室長:地震と水害別々のハザードマップを作って窓口で配布している。ホームページでも公開している。今後は両方合わせたB4判のハザードマップを3月に作成する予定である。

斎藤委員:作成途中なのは分かったが、台風が来る前にできる範囲で最新の水害ハザードマップを市民に周知できないか。

高荷室長:国や県の情報公開ページにリンクを張ることはできる。

《激甚災害の補助金を受けるために農業、商業、工業の被害額について早急に詳細な調査を行って算出すること》

坂本委員:回答よりもより詳細な情報が欲しい。中小企業の被害状況として令和元年11月15日時点で48事業所27億700万円と聞いている。今回も同額を想定している、と同じ返事が返ってきている。回答の細かいところが知りたい。複合型施設における被害6億8000万円も以前に聞いた数字と同じもの。

関根部長:中小企業の訪問調査は、令和元年11月15日、18日、19日に関東経済産業局と商工観光課と商工会で調査した。61事業所を対象に調査した内、被災事業者が48事業者、被害額が27億700万円だった。その後、ピオニウォークの55事業者を調査し、被災事業者が50事業者、回答があった22事業者の被害額は2億9990万円だった。未回答28社については、3億7800万円と予測し、約6億800万円とした。その他として問合せ等があり把握できた11事業者の被害額が1億1600万円あった。その後については問合せや相談の中で被害が新たに分かったものはない。農作物等の被害は2271万円、保管米の水没が194万5550円、農業機械が4億9383万円、農地が約6851万円であった。

坂本委員:今の数字をまとめて後で出してほしい。今後も調査を続けてほしい。

鈴木委員:今回の台風被害で農業を辞めた方は把握しているのか。

関根部長:農家を訪問して事業提案等行っているが、やめた方の数字は把握していない。

鈴木委員:しつかりと調査すべき。私が知っているだけでも2軒ほど辞めている。

関根部長:農政課としてもはっきり辞めた方の把握はしていないが、農業機械の補助手続を進めるうえで、これから は農業を続けないと申請をしなかった農家の方がいたことは把握しているところである。

《入間川流域緊急治水対策プロジェクトに対する市としての計画を作成すること》

鈴木委員:正代の遊水地はいつできるのか。

笠原部長:入間川流域緊急治水対策プロジェクトの期間は、河道掘削等の期間が1年、おおむね5年の中に堤防整備を予定している。遊水地については具体的な年数は決まっていない。

《その他》

大山委員:今回、局所的な被害だったので復興計画は作らないということだった。裏を返せば局所的な被害だったから行政としてしっかり対応できていると理解した。今の答弁を聞いていると、計画を作らない上に各部署の対応が非常に緩慢だと感じる。部長がみな他人事のように答えている。副市長の見解を。

副 市 長:被災者個々の状況に応じて再建を対応していくために、生活再建支援室を設置している。まだ復旧復興の途中という認識をもち、生活再建連絡会議で全庁的に情報の共有をはかっている。被災者対応は被災者に寄り添った形ですすめることで一致していると考えている。

(2) 9月のまとめ方について

藤倉委員長:本日、前回示した最終報告書の案(市民の命、生活、財産を守るためにの冊子)を印刷して配布した。最終報告はこのような形を考えている。これをまとめた後、今までの議論を経て執行部に対して要望や提言を求めていくという議論もあったため、タブレットに要望の案を掲載してある。今日はその点についてご意見を伺いたい。

斎藤委員:要望も提言も変わらないという解釈をもっている。今までの出発点で、「復興計画を作ってください」と特別委員会を初めて、市としては作らない、と言っている中、作ってほしいと要望しても通るのかわからない。 要望か提言か、ではなく内容が問題。計画を作らないなら、どういうことを考えなさいといえるのか。内容 を精査すべきでは。

藤倉委員長: これまでの議論では、条例を作るという案も出ていたが、大方の考え方では、要望や提言を作成する方がよいのでは、となっている。

鈴木委員:要望と提言の違いは。

藤倉委員長:私が解釈するところでは、要望はこちらが出したことについて実現を求めるもので、提言は意見を出し たという捉え方になるかと思う。

坂本委員:元々、復旧復興計画を作ろうと開始したのだから、要望や提言ではなく計画を作るべきだと思う。これまでやってきたことをまとめて9月に提出すればよいのでは。

蓮見委員:提言は、当事者ではなく第三者委員会が計画等を出す場合に使用するそうなので、被災した方からすると、 我々の身になってないのではと受け取られかねない気がする。要望は、すでに今まで要望して回答を得てい る。さらに要望という形をとるのか疑問。私たちは執行部に対してのみでなく市民に対して復興計画や要望、 BCPを作成しているのだから、提案という言葉の方がよいのでは。議会が執行部に対して要望し、市民に 向けてこういう提案をしている形の方が災害復興計画についてはふさわしい気がする。

藤倉委員長:9月に最終報告を出した後は各常任委員会で検討内容を引き継いでもらいたいと思っている。

とりあえず、最終報告冊子の各分科会で検討いただきたい2ページ(検証の内容及び復旧復興のポイント、)を検討し、まとめていただき、その後に執行部へ要望等出すか否かについて考えていただくことでよいか。---異議なし---

各分科会のデータを7日の12時までに送ってください。

(3) その他

藤倉委員長:次回は9月8日(火)の午後 開催します。

9月8日(火) 災害対策特別委 員会

(1) 災害対策特別委員会まとめ(案) について

各分科会からの説明・・・まとめ(案)の「5.災害検証」、「8.次の災害に備える・事前対策など(復旧・復興のポイント)」欄に記載した内容について、各分科会委員長より説明

まとめ (案) 全体について・・・前回からの変更点について、藤倉委員長より説明

「まとめ② 令和元年東日本台風を契機にしたこれからの防災について」について、 9月14日の12時までに加筆修正したものを事務局へ(wordデータを送付)。

(2) 今後のスケジュールについて

9月14日(月) まとめ(案)への意見〆切

9月15日(火) 全体会にてまとめ(案)について協議

9月24日(木) 一般質問終了後、全体会にてまとめ(案)について協議

9月28日(月)又は29日(火) まとめ最終確認

9月10日(木) 経済建設分科会 協議会

9月10日(木) 分科会まとめについて協議。

9月15日(火) 災害対策特別委 員会

(1)各分科会からの報告

【総務分科会】

市議会BCPについて協議を進めてきた。今回の案が分科会としては最終のもの。今後は議会として内容の精査、 執行部との調整を進めてもらう。

→ BCPについては議長、副議長、委員長、副委員長、分科会委員長、分科会副委員長で今後の方向性について協議 し、報告することとする。(藤倉委員長)

【厚生文教分科会】

特に変更なし。課題についてはいろいろな形で執行部との刷り合わせを続けていく。

【経済建設分科会】

「まとめ(案)」へ、分科会の検証内容を追加。浸水想定区域図等の資料追加。分科会まとめを追加。

(2) 災害対策特別委員会まとめ(案)について

各分科会からの報告・まとめを受けて、「9. まとめ①」「まとめ②」を加筆。次回の全体会を9月24日(木)とし、その間に内容確認してもらい、加筆修正等あれば事務局へ(期限:9月18日(金)17時)。

最終的な形として、委員会としてまとめたものを議長へ報告書とともに提出。報告書は委員長・副委員長で作成し、 委員へメール等で配信する。(藤倉委員長)

(3) その他

- ・一般質問のやりとりも最終報告に盛り込めるようにしてほしい。(坂本委員)
- →一般質問終了後の9月28日(月)または29日(火)の委員会で諮っていきたい。(藤倉委員長)
- ・神戸大橋下流の堤防を1mかさ上げすることについて、地元住民への情報提供も含め、国・県の事業も委員会まとめに盛り込むべきでは。また、議会へ事業内容の報告がないのでは。(蓮見委員)
- →経済建設分科会の現地視察にて事業内容の説明は受けている。分科会まとめの中で整理して報告する。(坂本委員)

9月18日(金) 経済建設分科会 協議会

| 分科会まとめについて協議。

9月24日(木) 災害対策特別委 員会

(1) 災害対策特別委員会まとめ(案) について

最新のまとめ(案)をタブレットにアップ。内容の確認をお願いしたい。

- ・総務分科会の「5. 災害検証」へBCPについて追記
- ・厚生文教分科会の「5. 災害検証」に執行部への聞き取り内容を追加
- ・経済建設分科会の「5. 災害検証」に水道被害について追記
- ・「9. まとめ②」の重要項目を追加(9点から11点)
- 一般質問を受けての追加等がある場合は、9月28日(月)13時までに事務局へ連絡を。
- (2)調査報告書について

議長へ提出する調査報告書(案)の内容確認をお願いしたい。

修正等が必要な点があれば、9月28日(月)13時までに事務局へ連絡を。

⇒次回の全体会開催は9月29日(火)の13時30分から。これをもって最終のまとめとしたい。(藤倉委員長) ※9月29日(火)の開催時間は、後日13時からに変更となった。

9月29日(火) 災害対策特別委 員会

(1) 各分科会からの報告

けて進めてほしい。

【総務分科会】 総務分科会において作成した「東松山市議会BCP」(案)について、今後は議会として市議会BCPの策定に向

【厚生文教分科会】

分科会において確認・検証した事項について、より対策が万全になるよう継続してチェックをしていく。

【経済建設分科会】

- 一般質問の内容を受けて、分科会まとめを更新(委員会まとめ P48)。
- (2) 災害対策特別委員会まとめ(案) について

前回からの変更箇所を説明。

これを最終のまとめとしたいがどうか。(藤倉委員長)

- → 異議なし、「委員会まとめ(案)」についてはこの内容で決定、(案)を外す。
- (3)調査報告書(案)について

前回からの変更箇所を説明。

これを最終の調査報告書としたいがどうか。(藤倉委員長)

- → 異議なし、「調査報告書(案)」についてはこの内容で決定、(案)を外す。
- ⇒ ① 災害対策特別委員会調査報告書
 - ② 別紙『開催状況等整理表』
 - ③ 別添資料1『災害対策特別委員会まとめ』
 - ④ 別添資料2『東松山市議会BCP (業務継続計画)』(案)

以上4点の報告資料について、災害対策特別委員会の総意として議長へ提出する。